

平成 29 年 4 月 30 日

伊賀市長 岡 本 栄 様

特定非営利活動法人市民福祉ネットワークみえ

理事長 大 西 良 太

事業報告書（平成 28 年度分）について

伊賀市ゆめぽりすセンターの指定管理業務について下記のとおり報告致します。

記

1.施設名 伊賀市ゆめぽりすセンター

2.年 度 平成 28 年度

3.事業報告 別紙、指定管理者事業報告（平成 28 年度分）のとおり



## 指定管理者事業報告（平成28年度分）

- 1 施設名 伊賀市ゆめぱりすセンター
- 2 指定管理者 特定非営利活動法人市民福祉ネットワークみえ

### 1 事業の実施状況

#### (1) 施設の運営

##### ①職員の雇用

指定管理業務最終年度（第3事業年度）の施設運営に際し、施設管理及び業務運営を円滑に継続していくため、初年度より勤務する職員を継続雇用した（期中に事務担当退職者1名あり、後任者補充のため新規雇用1名）。また、非営利活動中間支援業務及び自主事業の効果的な推進と・施設利用者へのサービス維持のため施設利用状況に合わせて職員勤務体制の見直しも隨時実施した。

事務管理スタッフ（含むセンター長）4名の総労働日数計 815日

〃 総労働時間計 6,660時間45分

また、公の施設の管理に携わる者としてのスタッフの資質向上を図るため、職員研修及び、市内外各所で開催された研修への参加も実施した。 【3 研修会参加】参照

##### ②施設の使用に供すること

###### ア 利用料金

指定管理実施後変更ありません（会議室有料利用の場合、非営利活動団体が非営利活動のために利用する料金と、営利・営業その他これに類する目的利用の場合の2区分とし、後者を通常料金の1.5倍として昨年度と同様の設定にて運用した）。

##### ③保守点検業務

別紙「平成28年度 委託業務一覧表」のとおり業務を実施した。

##### ④修繕業務

包括協定書第15条2項により、1件につき10万円未満の管理施設の改修について、指定管理者の費用負担にて、別紙「平成28年度 修繕業務一覧表」のとおり業務を実施した。

#### (2) 住民自治活動などの普及、啓発及び情報収集・発信に関する業務

各団体の地域活動における活性化と、協働することにより更なる展開が期待される活動について協働促進を図るため、新たな協議の場を設け、各種準備会を開催した。

また、以前より要望のある、隣接自治協との合同による地域防災について、実践者より現状の情報を収集し、他地域へ提供できるよう準備した。自治協において防災事業が実施されておらず、地域の自治会や住民から自分たちのまちでも防災事業を推進するきっかけとなるイベントを実施したいとの要望にも応え、自主事業枠にて市民団体と協働し、伊賀市消防本部も協力も得て地域の特色に応じた防災イベント実施にも携わった。

各地区の地区市民センター、住民自治協議会役職員との信頼関係の構築は、中間支援センターとしてのゆめぽりすセンター業務において最も重要な課題のひとつであると從来より位置づけており、本年度も様々な機会を活用し、相互の情報の交換に努めた。

特に本年は、自治組織及び市民活動団体で活動を実践している方々から意見を聴く中で、伊賀市自治基本条例の基本理念でもある「補完性の原則」に基づいた考え方を活動、行動の基底に置くことの大変さ並びに、「活発な情報共有」を建前で終わらせない姿勢が住民自治協議会及び自治会その他地縁団体の活動にとって、何にもまして重要であることをそれら自治組織の役職員との突っ込んだ意見交換を繰り返しながら再確認する機会を得た。

このことは、中間支援センターとしての機能を果たす責務のある私共が、自主・自立的な活動に意欲的な市民をサポートする上で常に念頭に置くべきであることも改めて自覚し、関係者の連携によって、「伊賀の自治をつくっていく者同士」としての信頼関係の醸成も図れ、センターと各地区の自治協との連携の新たな展開につながった。

## ① 中間支援業務

対象となる非営利活動団体（個人含む）への支援活動は以下のとおり。

1 活動支援（活動相談、個別サポート、助成金関連サポート）	77回
2 情報発信支援（活動取材、web・広報活動支援）	13回
3 コーディネート、協働促進支援	6回
4 地域課題への取り組み支援	29回
その他中間支援	22回
新規市民活動団体登録	34団体
保管ロッカー利用登録団体	9団体
メールボックス利用登録団体	10団体

市民活動相談業務としての総合件数は332件、活動取材・イベント参加者を含む総合人數は1,158人、対応累計時間の総計は24,575時間。

## ② 住民自治活動等市民活動の組織強化に向けた支援活動等業務

1 相談、課題共有、協議	29回
--------------	-----

2 公開講座	6 講座
3 研修会等実施イベント	6 回

③ 住民自治活動等市民活動に関する情報の受発信及び技術の向上	
1 情報発信技術支援と SNS 活用促進（自治協・NPO 等）	合計 11 回
2 支援センターblog 投稿記事	581 記事
3 支援センターblog 訪問者数	延べ 33,740 人
4 支援センターblog ページビュー（記事閲覧）	延べ 475,104 回

#### ④ 運営委員会、市民活動交流会

1 センター運営委員会	9回 (2016年4/27,5/6,6/15,6/27,7/19,9/27,11/30 2016年1/31,3/29)
2 市議会議員との意見交換会	1回 (2016年8/22)
3 NPO 情報交換会	1回 (2016年6/21)

運営委員会で、センターの健全な管理運営についての審議・助言をする中で浮き彫りになってきた重要な事柄について、次期指定管理に向けてその参考として頂くため、これまでの2年間にわたる委員会審議における総括を提言するものとして、2016年7月28日、伊賀市ゆめぽりすセンターに関する提言（伊ゆ委第H28-1号）を伊賀市企画振興部次長及び伊賀市議会総務常任委員会委員長宛てに提出した。⇒**抜粋資料添付**

この提言による問題提起により、同年9月1日、伊賀市ゆめぽりすセンターに関する提言について（回答）（伊地第489号）にて市当局から「仕様書の見直しの検討」並びに「市民活動支援業務に対し、実質的に施設管理に当たらざるを得ない状況であること、この業務に対しての専門性を加味した積算がなされていないことなど、ご指摘いただいた部分を整理し、今後、市民活動支援の充実が図られるよう、ゆめぽりすセンターの指定管理者制度の運用を行っていきたいと考えています。」との回答を得た。⇒**資料添付**

また9月8日伊賀市議会平成28年第5回定例会（第2日目）では、この「提言」を基に伊賀市議会の出前講座を活用して意見交換会を行った総務常任委員会委員長である安本市議が、「指定管理者制度に伴う選定委員会のあり方を提言」するとして市当局に質問を行った。

総務常任委員会作成の「出前講座 報告書」では、当日の議事として運営委員から提起された現状の問題点を受けて、「仕様と予算のミスマッチの部分の市との協議の必要性」及び、中間支援の重要性と必要性を強く感じているとし、加えて自治協に対する活動支援をもっと充実させる必要性にも言及している。

さらに「センターと自治協が強い関係を築いていくことが重要」とし、「市と自治協がセンターをよりよく活用して、これから課題解決に向けて取り組めるよう、今後も情報

収集・共有しながら市長部局と論議していきたい。」と締めくくられている。⇒資料添付

⑤ センター視察対応、講演依頼対応・センター活動紹介、研修、ワークショップ参画

【1 視察対応】

友生小学校より依頼のあった2年生の「校区探検をしよう！」に協力・対応  
視察日 2016年10月20日

【2 講演依頼対応】

「地域の自治を考える連続セミナー」第10回にて講演

主催者 政策研究ネットワーク「なら・未来」

会場 奈良市生涯学習センター

講演日 2016年8月27日

テーマ 地域自治の支援体制の確立に向けて

1. 伊賀市市民活動支援センター（公設民営）の機能・役割

2. NPOによる支援ネットワークの可能性へ

～地縁組織とNPOの連携・協働に向けて～

上記セミナーにて1（第1部）の講演を実施した。

(2 第2部担当は認定NPO法人しがNPOセンター代表理事 阿部圭宏さん)

【3 研修会参加】

1 第4回公共施設マネージャー能力認定講習会を受講

公共施設マネージャー能力認定者資格取得

主催者 一般社団法人 指定管理者協会

会場 大阪市中央公会堂

日程 2016年5月30日～31日(2日間)

本講習会の趣旨は、「指定管理者制度で運営される公の施設の管理運営従事者が、その施設の維持管理を含め、安全安心で且つ適切なサービスの提供を実現するためには、必要な知識や能力を認定する」という制度で、施設運営の全体的な質の向上を目指したものであった。

以下に講習内容を記す。

講習Ⅰ 指定管理者制度の成り立ち

講習Ⅱ 公の施設運営に関する諸法令

講習Ⅲ 制度に関わる契約書類

講習Ⅳ 公の施設の管理運営実務①

講習Ⅴ 指定管理者制度の会計  
講習VI 公の施設の管理運営実務②  
講習VII 公の施設の従事者身分と心得  
演習 グループワーク

## 2 伊賀流自治の研修会

住民自治のしくみ「これまで」と「これから」～地域の総合的な自治力を高める～  
講 師 岩崎恭典氏 四日市大学副学長  
会 場 ハイトピア伊賀 5階大研修室  
開催日 2016年7月4日

## 3 伊賀流自治～協働と新たな地域づくりのしくみ～

自治を回復し、まち・むらの課題を、まち・むらの力で解決するために  
～総働と小規模多機能自治のすすめ～  
講 師 川北秀人氏 IIHOE[人と組織と地球のための国際研究所]代表  
会 場 伊賀市ゆめぱりすセンター 2階大会議室  
2016年8月1日

## 【4 自治セミナー参加】

1 「地域の自治を考える連続セミナー」参加にて、他地域の自治の実例、解決策等を学び、自治勝度関係者との交流を図る  
主催者 政策研究ネットワーク「なら・未来」

### ●第7回 実践編その3

会 場 奈良市生涯学習センター  
講演日 2016年5月21日  
テーマ 持続可能な地域づくりに向けて  
1. 五條市 五條新町のまちづくり 26年  
　講師 山本陽一氏 NPO法人大和社中 理事長  
2. 奈良町のまちづくり 37年～多様な主体の活動ダイナミズム～  
　講師 木原勝彬氏 ローカル・ガバナンス研究所 所長

### ●第9回

会 場 奈良市生涯学習センター  
講演日 2016年5月21日  
テーマ 地域自治の財源確保に向けて  
1. コミュニティビジネスによる地域の活性化  
　講師 山本陽一氏 NPO法人大和社中 理事長

## 2. 奈良町のまちづくり 37 年～多様な主体の活動ダイナミズム～ 講師 木原勝彬氏 ローカル・ガバナンス研究所 所長

### ●第 10 回

会 場 奈良市生涯学習センター

講演日 2016 年 8 月 27 日

テーマ 地域自治の支援体制の確立に向けて

1. 伊賀市市民活動支援センター（公設民営）の機能・役割

　講師 森本欣秀 伊賀市ゆめぼりすセンター長

2. NPO による支援ネットワークの可能性

～地縁組織と NPO の連携・協働にむけて～

　講師 阿部圭宏氏 認定 NPO 法人しが NPO センター代表理事

※上記セミナーにて第 1 部の講演を実施した。

### ●第 12 回セミナー

会 場 奈良市中部公民館

講演日 2016 年 10 月 15 日

テーマ 地域と議会の新たな関係の構築に向けて

共通 「議員・議会の地域自治への向き合い方」

～市民の代表である議員・議会の役割は～

　講師 幸松幸太郎氏 名張市議会議員

　講師 北井 弘氏 政策研究ネットワーク「なら・未来」代表幹事

フリージャーナリスト

全国各所の住民自治に携わる関係者（地域住民代表、行政、研究者等）との交流、意見交換ができ、自治の最新の流れや様々な事例、必要な知識面での蓄積も図れた。

このセミナーには、第 5 回（2016 年 3 月 19 日開催）に柘植地域まちづくり協議会顧問（前会長）の清水一利氏、第 11 回（同年 9 月 17 日開催）に前伊賀市副市長の辻上浩司氏が登壇、また第 12 回（同年 10 月 15 日開催）には名張市議会議員の幸松孝太郎氏も講演し、伊賀名張地域からの発表・参画も多いものであった。

伊賀市とは地理的に隣接する奈良・滋賀・京都及び大阪・兵庫地域の自治、まちづくりに携わる実践者からの報告及び質疑による課題の共有と、解決への道標が示され、大変有意義なセミナーであった。

### 【5 中間支援センターにおける指定管理者のための研修会に参加】

#### ●第 4 回公共施設マネージャー能力認定講習会（参加者 センター長 森本）

日程 2016 年 5 月 30 日～31 日(2 日間)

会場 大阪市中央公会堂

主催 一般社団法人 指定管理者協会

#### 【参加目的】

「指定管理者制度で運営される公の施設の管理運営従事者が、その施設の維持管理を含め、安全安心で且つ適切なサービスの提供を実現するために、必要な知識や能力を認定する」という制度が当「公共施設マネージャー能力認定講習」であるので、施設運営の基礎的な知識を再度学び、全体的な管理運営の質の向上を目指すため。

#### 【講習で学ぶ効果】

効果1 従事者の知識と能力、経験の向上

効果2 従事者の資質の向上による施設運営のサービス向上

効果3 従事者が所属する団体における人材育成意識の啓発

#### 【期待される成果】

従事者の資質の「見える化」による施設のサービス向上と従事者の労働環境の改善

#### 【講習内容】

- ・7 講習（75分/講義60分、確認テスト15分）

講習I 指定管理者制度の成り立ち

講習II 公の施設運営に関する諸法令

講習III 制度に関わる契約書類

講習IV 公の施設の管理運営実務①

講習V 指定管理者制度の会計

講習VI 公の施設の管理運営実務②

講習VII 公の施設の従事者身分と心得

- ・演習（60分）

演習 グループワーク

#### ●本当の自然との融和・協調・村おこし

日程 2017年1月21日

会場 阪南市市民活動センター 夢プラザ

講師 宮村隆喜氏 環境省 環境カウンセラー

#### (2) その他

##### ①防犯、防火対策等について

危機管理マニュアルを作成し、防犯、防火、緊急時に対応できるよう指導及び日常訓練を実施した。

##### ②個人情報の保護について

伊賀市個人情報保護条例に基づき、適正な管理体制をとり、職員に周知徹底をはかるとともに、個人情報を預かる際に、その取得目的を明らかにして、必要な範囲で取得した。

③施策評価シート 施策コード 6301 市民活動支援機能の充実と密接に関連する業務の実施状況について。⇒資料添付

当施策は担当部署企画振興部地域づくり推進課であり、基本情報として「・中間支援をミッションとする団体の育成を図ることにより、多様な主体が協働・連携し市民活動の支援を行う社会をめざします。」と明記されており、改善ポイントと具体的な取組の欄には、「・ゆめぽりすセンター運営委員会のメンバーとともに、中間支援団体の設立を進めます。」とあり、この方針に基づき指定管理者は地域づくり推進課課長及び担当者が出席する伊賀市ゆめぽりすセンター運営委員会及びそのメンバーと十分な協議の上、中間支援をミッションとする団体の設立を進め、2016年5月26日創立総会を経て同年9月2日、特定非営利活動法人伊賀市民会議所を設立した。

同法人の目的は以下の通りである。

(目的)

定款第3条 この法人は、伊賀市及び隣接周辺地域の市民並びに当該地域で活動する市民活動団体等に対して、活動支援に関する事業を行うとともに公論創出の場づくりを行い、もって市民活動の推進に寄与することを目的とする。

設立時の社員10名中8名は伊賀市ゆめぽりすセンター運営委員会委員8名全員が参画しており、残る2名中1名は運営委員会事務局を兼務する指定管理者法人理事兼センター長である。

この施策に呼応する形で、市担当課とも連携しながら中間支援団体の設立は達成した。そしてこの施策に直接関連する指定管理者の業務として、指定管理業務に携わる初年度事業計画にも明記したとおり、その業務推進の過程として上記中間支援を目的とする団体の設立に至る。

※指定管理者の平成26年度事業計画書抜粋

住民自治活動などの支援事業

「住民自治活動などを行う団体の組織強化について」の項目中、「住民自治活動などを支援、育成する中でセンターの運営を担える団体を育成し、運営管理を引き継ぎます。」

指定管理期間中一貫したこの方針を具現化させるため、平成29年4月1日より3年間の、第2期の伊賀市ゆめぽりすセンター指定管理者公募に、上記設立した中間支援団体法人をエントリーさせ、指定管理者申請の支援をした。⇒抜粋資料添付

※注 この新規設立された中間支援法人は9月26日、指定管理者指定申請書を提出

し、10月17日平成28年第2回指定管理者選定委員会にてプレゼンテーションを行った。しかし上記法人は指定管理者選定委員会で指定管理者候補者として選定されず、当非選定の通知が平成28年10月26日付けで発送された。この非選定の事態を受け、地域づくり推進課とも再公募にエントリーする準備及び平成29年4月1日から指定管理者として伊賀市ゆめぽりすセンターの管理運営を行う体制について、伊賀市民会議所の再応募及びそれが困難な場合の措置として当団体が引き続き指定管理者として運営する等、あらゆる局面を想定しつつ公設民営でスタートしたセンターの機能を後退させる事がない様指定管理者の責務として準備をした。

結果としては、再公募及び、「伊賀市指定管理者制度運用マニュアル（5）指定管理者候補者の指定方法について 2) 公募せず特定の団体を指定する施設の②施設管理上緊急に指定を行う必要がある場合 並びに⑤施設の事業内容によって、事業継続性の観点や現受託団体の実績等から現受託団体を指定管理者として指定することが適当であると認められる場合」の条項を適用した当法人への指定もなされなかった。

その後の指定管理者を選定する顛末については新聞報道等にも記録されているが、指定管理者である立場として、指定管理制度導入時に施設設置者である市が指定管理者に求めた主旨を貫徹する意思で出来る限りの対応を行った。

2017年1月16日平成28年度第3回指定管理者選定委員会において、「指定は適當」として候補者となった団体は、伊賀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条を適用し、市が公募せず選定したものであったが、2月13日市議会定例会において賛成少数により否決された。これを受けて市当局は伊賀市ゆめぽりすセンターの設置及び管理に関する条例の改正を伴う、指定管理者制度を廃して市直営案を市議会に上程した。

公設民営による指定管理運営が、施設管理・市民活動等支援の両面において、すこぶる良好な成果が実績値として示すことができ、利用者市民の声においても、現状のサービスの手法を基にして、さらにより良き市民目線の運営による、利用者市民が使いやすい、もっと使いたくなるセンターへの期待が高まっている中での、上記急展開による市直営案に対し、運営委員会より「伊賀市ゆめぽりすセンターの指定管理において、現指定管理者の1年間延長を求めます」との請願書を2月20日市議会に提出し、3月1日現指定管理者法人の理事兼センター長が総務常任委員会にて、説明者として請願の要旨説明にあたった。

結果、委員会審査の結果この請願は採択されず、議案第44号「伊賀市ゆめぽりすセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」が可決すべきものとされ、同月8日市議会定例会最終日に可決され4月1日以降の市直営が確定した。

以上、ゆめぽりすセンターの指定管理業務を「引き継ぐ」ことについては出来ない形となつたが、センター運営を助言する角度から、住民自治活動等市民活動の現実的な進

展や、補完性の原則に基づく市民自身あるいは地域が自らの責任のもと行う、まちづくりの決定・実行に対するあらゆる支援活動について、3年間の指定管理業務による現場での蓄積及び運営委員会での問題の掘り下げ並びに各種提案等々、民間の中間支援組織としての特定非営利活動法人伊賀市民会議所に今後の実践活動について引き継いで頂き、伊賀市の住民自治、市民活動の更なる発展に寄与されることを心から願うものである。

## **2 利用状況**

別紙平成28年度伊賀市ゆめぱりすセンター会議室有料（営利・非営利）・減免利用件数等実績表のとおり。

## **3 利用料金収入及び管理経費等の収支状況等**

### ①利用料金収入について

利用料金収入については、別紙平成28年度利用料金収入実績表のとおり。

### ②管理経費等の収支状況について

管理経費等の収支状況は、別紙平成28年度管理経費等の収支状況実績表のとおり。

## **4 自主事業の実施状況**

住民自治活動等市民活動の促進、支援に関する事業を推進するとともに、様々な地域社会資源の掘り起し、連携及び人財育成等において、指定管理業務の目的達成に資するため有効な自主事業を実施した。

実施状況については、別紙平成28年度自主事業実施状況実績表のとおり。

伊ゆ委 第H28-1号  
平成28年 7月28日

伊賀市企画振興部次長 前川 浩也 様

伊賀市議会  
総務常任委員会委員長 安本美栄子 様

伊賀市ゆめぼりすセンター運営委員会  
委員長 中村伊英

#### 伊賀市ゆめぼりすセンターに関する提言について（建議）

平素は、伊賀市ゆめぼりすセンターの管理運営ならびに、市民活動支援に関してのご尽力誠に感謝申し上げます。

さて、我々伊賀市ゆめぼりすセンター運営委員会は、平成26年度から指定管理業務を行う、「特定非営利活動法人市民福祉ネットワークみえ」より包括協定書の定めに基づき委嘱され、伊賀市ゆめぼりすセンターの健全な管理運営について審議、助言してきたところですが、定期的な運営状況報告を受け審議する中で浮き彫りとなってきた重要な事柄について、今般、次期指定管理に向けての準備時期に差し掛かる事もあり、その参考としていただくため、これまでの2箇年にわたる審議における現時点での総括を別添のとおり提言させていただきます。

なお、御手数ですが、本提言内容（下記の詳述含む）の関連する部局（指定管理者制度運用マニュアル：総務部総務課）への照会をお願いするとともに、また、引き続き当運営委員会での審議に活かすため、関連部局の回答を含めた本提言に対する貴職のご見解もお示し頂けますよう重ねてお願い申し上げます。

## 伊賀市ゆめぽりすセンターに関する提言

2016年7月28日  
伊賀市ゆめぽりすセンター運営委員会

## はじめに 一提言書の位置づけー

伊賀市ゆめぽりすセンター（伊賀市市民活動支援センター）は、伊賀市の憲法とも言われる**伊賀市自治基本条例**でその設置に関して独立した条項が設けられている重要な機関です（36条）。従って、市民活動（伊賀市の定義では住民自治活動と市民公益活動の両方を含む）を支援する役割を担っているセンターの運営について考える際には、センター単体としてではなく、行政や市議会等を含めた伊賀市としての市民活動に関する政策や取り組みの全体を見ていく必要があります。

ゆめぽりすセンターは職員や関係者の努力によって大切な役割を果たしていますが、当初の構想や現在必要とされている機能を十分果たしているとは言い難いです。そのことはセンターの問題、課題というだけでなく、もう少し大きく伊賀市としての問題、課題として捉えなくてはならないと思われます。

伊賀市ゆめぽりすセンターは2014年度から公設民営となり、特定非営利活動法人市民福祉ネットワークみえが指定管理団体となりました。そして伊賀市民から公募で選ばれた運営委員と指定管理者で構成する運営委員会が発足し、地域づくり推進課の列席のもと、議論が重ねられてきました。議論を通じて明確になったのは、伊賀市の自治全体が合併後の混乱と停滞から抜けきれていないこと、ゆめぽりすセンターは伊賀市の市民活動においてきわめて重要な位置づけがされているにも拘わらず、当初構想されていた諸機能の一部しか果たしていないということです。

指定管理期間3年間の最終年にあたる今年度は、ゆめぽりすセンターが本来果たすべき役割と機能について、諸関係者でしっかりと再考し、必要な方策を立てなければなりません。ゆめぽりすセンターの市民活動支援センターとしての中間支援機能の向上を図ることは、伊賀市の未来に大いに貢献しうることだからです。

そのために、運営委員会で議論されてきたことの要点を、提言書としてまとめて伊賀市ならびに伊賀市議会に提出することとなりました。

提言には以下の三つの柱があります。このうちIとIIは今年度中の早めにしっかりと検討すべきこと、IIIは状況を見ながら場合によってはゆっくりと取り組むべきことです。

I. ゆめぽりすセンターが果たすべき機能

II. 次期指定管理のあり方へゆめぽりすセンターが機能を果たすために不可欠なこと

III. 市民活動促進のための制度設計

特にI.では、指定管理者募集要項と仕様書における業務内容の記載順序・表記のねじれの改善と、市民活動支援センター機能の状況をひとつひとつ点検するとともに、その見直しと相応の財源確保について提起しました。II.においては、伊賀市ゆめぽりすセンターの指定管理者の仕様書の改定が必要と考えられる部分及び「センター機能」の再編成後の、今後の指定管理予算策定にあたり、公共サービス水準確保について上記「I.」で考察された現状の問題点を考慮し、適正な積算指針の追加等、指定管理者制度運用マニュアルの進化も視野に入れ、指定管理料算出フロー及び積算例も簡易的に示しました。

指定管理制度の改善に向け、参考になる他の地方自治体の具体的な資料も添え、必要な行動について運営委員会で議論した論点についてまとめました。

伊賀市としてしっかりとこれらの課題に向き合い、必要な対処が図られることを望みます。必要な対処に向けた対話と協議の場が設けられれば、運営委員会として喜んで応じたいと思います。そのほか必要な協力は惜しまないつもりです。

ご賢慮のほど、よろしくお願ひいたします。

## I. ゆめぽりすセンターが果たすべき機能

伊賀市ゆめぽりすセンター（伊賀市市民活動支援センター）は、『伊賀市市民活動支援センター設置に関する報告書』（平成 16 年 12 月報告【添付資料 1】）で提案されている諸機能のうち、一部しか果たせていません。

特に不十分と思われるるのは、（1）従来型機能の中の 2) 総合的窓口機能の中の・課題解決に向けたネットワークの構築（事例別データ整理）、3) 災害時ネットワーク機能、4) 人材育成機能と人材派遣機能、5) 調査・研究・提案機能、（2）特徴的機能の中の 1) コミュニティ・ビジネス支援機能（市民活動の自立化支援）、2) 財政支援機能、3) 団体等活動評価機能、4) 住民自治活動への支援機能の一部、などです。伊賀市ゆめぽりすセンター（伊賀市市民活動支援センター）が果たすべき重要な機能は他にもあり、扱うべき課題は広範に及んでいます。

このうちたとえば、ゆめぽりすセンターの重要な役割とされているまちづくり計画の策定支援はほぼ全くできていません。しかし、まちづくり計画の策定支援を行う中枢機関との位置づけが合併当時にあり、公文書上は現在もそのように位置づけられています。地域づくり推進課や各支所も策定支援の機能はほとんど果たせていません。伊賀市自治基本条例第 28 条第 4 項で、まちづくり計画の策定支援を市は行うことになっています。たしかに、間接的、表面的な行政支援はいくつかあるものの、伊賀市の自治の要となるまちづくり計画の策定支援をしっかり行っている機関は、伊賀市のどこにもないというのが、伊賀市の驚くべき現状ではないでしょうか。

当初構想されていたとおり、自治協単位、支所単位の地域まちづくり計画の策定支援をゆめぽりすセンターが行なうことは、伊賀市の自治を質的に向上させるための要となりうることです。もちろん、センターだけで行なうことではなく、各自治協や自治協連合会、支所、地域づくり推進課等との連携協力が不可欠です。

自治協の評価や自治協間の情報・意見交換の場づくり、行政組織の横断的な調整（条例 46 条）、市民・行政・企業の協働の場づくり、市民同士が議論し叡智を結集する場づくりなどについても、行政が行なうのには限界があり、中間支援組織としてのゆめぽりすセンターこそがその役割を果たすべきです。

以下に詳しく説明いたします。

### ●業務（事業）内容の記載順序について

伊賀市ゆめぽりすセンターは、**地方自治法第 244 条の 2 第 1 項**の規定に基づき制定された「伊賀市ゆめぽりすセンターの設置及び管理に関する条例」（以下 ゆめぽりすセンター条例）及び、「伊賀市自治基本条例」（以下 自治基本条例）第 36 条（住民自治活動を支援する機関の設置）に基づき設置された施設ですが、それらの条文に明記されている事業のうち、いずれにも最上段に記載されている「市民活動支援センターに関する事業」の実施に係る業務内容が、「指定管理者募集要項」では、その記載順序が異なる（一方、次の段階の書面である「仕様書」では、ほぼ条例の記載に近い形に戻っている）ことから、指定管理応募（検討）者に対して、一見「施設管理」のみが業務の主体であるかのような誤解を与えかねないものになっています。

この原因は、「ゆめぽりすセンター条例」第 4 条（事業）と同第 17 条（指定管理者が行う業務）間で既に順序が入れ替わっていることに起因すると思われます。これらの記載順序は、必ずしも業務の“優先順位”を示すものとは限りませんが、通常、優先的な事柄や、主体となる案件から順に記載することを考えると、このような文書ごとに記載順序が異なることは、業務に混乱を招く要因となるだけでなく、伊賀市や指定管理者の執る「市民活動支援」「住民自治活動支援」等の施策に対する姿勢自体が曖昧なものになっています。

のとなり、その結果、それら事業の推進を停滞させることにもつながります。したがって、次期指定管理（募集）にはこれら表記のねじれを改善する必要があります。

### ●市民活動支援センター機能の実現状況について

平成16年12月に市がとりまとめた「伊賀市市民活動支援センター設置に関する報告書」（以下の枠内細目部分含む）を基に現在市がホームページで広報する市民活動支援センターの機能（枠内太字部分）は、以下のとおりです。【添付資料2 表】

- ※印のあるものは、市民活動支援センター設置条例にも定められていたもの。  
◎：仕様書に示されており実施している。  
●：仕様書には示されていないが、自主事業によって結果的に実施している。  
△：仕様書にはそれと解釈できなくもないものが示されている。  
×：仕様書には示されておらず、実施されていない。

**伊賀市市民活動支援センターの機能**　伊賀市市民活動支援センターは、様々な情報を基に個人や団体、場所、資源等をコーディネートするなど、次に掲げる機能を通じ、市民活動を促進する中間支援を行うこととします。

#### （1）伊賀市市民活動支援センターの従来型機能

他地域の市民活動支援センターなどが持つ下記の機能については、既存組織などと連携・協力することにより、より充実した機能となるため、その連携・協力体制を構築したうえで、社会変化や利用者のニーズに対応して、柔軟に必要な機能の整備・充実を順次図っていくものとします。

##### 1) 情報収集・提供機能　※

- △・市民活動団体や行政等との情報ネットワークの構築
- ×・データベースの作成とその活用
- ×・定期的な情報更新のしくみづくり
- ・市民活動等に関する行政情報の収集と提供（行政内部における横断的窓口が必要）
- ◎・情報提供（ホームページの開設、情報誌の発行、メーリングリストの構築）など

##### 2) 総合的窓口機能　※但し、「相談及び調整に関すること」との明記

- △・情報による人や場所、活動、団体、支援策等のコーディネート
- ・課題解決に向けたネットワークの構築（事例別データ整理など）
- △・市民活動と行政、企業、研究機関等とのコーディネート
- ◎・市民活動相談への対応 など

##### 3) 災害時情報ネットワーク機能

- ×・災害時の情報ネットワークの構築（住民自治協議会や自主防災組織と救援活動組織）
- ×・災害時の窓口機能 など

##### 4) 人材育成機能と人材派遣機能　※

- △・ニーズに対応した各種講座の企画及び各種講座開催実施主体との検討会の実施

- ×・人材育成講座等の修了生のネットワークや登録
- ×・既存の人材バンクや人材リストの情報収集とその活用（人材リストの作成）
- ×・人材登録している団体等とのネットワークの構築と紹介のしくみづくりなど

## 5) 調査・研究・提案機能 ※

- △・各種ニーズ調査・研究・提案（市民や市民活動団体等）
- ×・新しい公の考え方と協働の仕組みづくりの調査・研究・提案
- △・市民活動促進に必要な調査・研究・提案
- △・市民活動団体等の定期的な状況調査
- ・伊賀市市民活動支援センターの利用状況調査
- ・各種政策提言機能など

## 6) 場や機材の提供機能

- △・サロン機能（誰もが使用できる開放されたオープンスペース）
- ×・事務局支援（電話、住所等の私書箱機能）
- ◎・会議室、相談室、印刷製本室、貸し事務室等の活動の場の提供（情報の提供）
- ×・ＩＴコーナーの設置、専門図書等の充実した配置
- ◎・コピー機や輪転機、紙折機、FAX、パソコン、プリンタなど機材の設置・配備
- ◎・展示スペース、図書・情報掲示スペース、各種チラシ預かりスペース、貸しロッカー設置
- ×・情報を収集・提供するための情報基盤整備
- ×・事務局職員スペース（事務所の設置）など

### （2）伊賀市市民活動支援センターの特徴的機能

検討委員会では、伊賀市市民活動支援センターの特徴的な機能として、別に次の4点を掲げます。

#### 1) コミュニティ・ビジネス支援機能（市民活動の自立化支援）

日常生活や地域に密着したサービスなどをコミュニティ・ビジネスの起業機会と捉え、地域の問題解決の一方策としてその起業や運営等について支援を行います。

- ×・市民活動の事業化支援（コミュニティ・ビジネス立ち上げ支援など）
- ×・経営のコンサルティング支援
- ×・経営マネージメント支援
- ×・コミュニティ・ビジネス起業講座など

#### 2) 財政支援機能 ※

市民活動を支える仕組みとして、市民や企業・団体等からの資金募集や行政の財源を含めた新たな財政支援の仕組みとして、市民活動支援ファンドの創設・運営を行います。

- ×・市民活動支援ファンドの検討
- ×・合併特例債ソフト分（地域振興基金）の活用の検討
- ×・人材育成への資金支援
- ×・公益活動委託制度の検討
- ×・既存補助金（団体補助、事業補助等）の見直しなど

\* 1) 2) については、そのしくみや財源、運営等を検討するため、専門家や学識経験者、市民活動団体、行政等で構成する検討委員会等を設置し、伊賀市市民活動支援センターの設置までに一定の指向性を出す必要があります。

### 3) 団体等活動評価機能 ※

市民活動団体等の活動の活性化や市民活動支援の公平性の確保を図るため、団体や活動の評価を行います。

- ×・財政支援団体の評価
- ×・コミュニティ・ビジネスの団体評価
- ×・事業成果や協働の評価
- ×・団体自らによる活動評価（自己チェック様式の作成）
- ×・各種支援施策の評価
- ×・住民自治協議会に対する民主性・開放性・透明性等の評価 など

### 4) 住民自治活動への支援機能 ※但し、「その他市民公益活動の支援に関すること」との明記

住民自治活動を地域エリア限定の総合的な市民活動と捉え、公益的活動や自主自立に向けた活動に対して支援を行います。

- ×・地域まちづくり計画策定支援（専門家の派遣、行政情報・統計情報の提供 など）
- ◎・住民自治活動情報の提供
- ×・運営規約策定支援
- ×・住民自治協議会の人材育成支援（組織マネージメントや意思決定のしくみづくり等の研修）
- △・事業実施における市民活動団体や企業、行政等とのコーディネート支援
- ×・住民自治協議会自らによる活動評価支援（自己チェック様式の作成） など

### 伊賀市ゆめぽりすセンターの機能

#### (2) 同条例第4条の(2)【施設及び設備の利用に関すること】の規定に係る業務

- ①使用許可に関する業務
- ②利用料金の徴収に関する業務
- ③施設及び設備の維持管理に関する業務

#### (3) 同条例第4条の(3)【その他市長が必要と認めること】の規定に係る業務

- ①センターの運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除き、市長が必要と認める業務（これは、上記以外の業務について、別途示される場合のものであると思われます。）

以上のように、これら、センターが本来果たすべき機能と、現在の「指定管理者募集要項」や「仕様書」が示す機能とには、依然大きな開きがあります。この事は、平成16年12月の「伊賀市市民活動支援センター設置に関する報告書」を受けて制定された「伊賀市市民活動支援センター設置条例」に、それら機能の定めがあったにもかかわらず、条例施行から11年を経た今も、その機能の実現は全くの横這い状態であり、到底、市民活動支援を推進してきたと声高に言えるものではありません（支援センター設置条例は平成17年4月に施行され、その後「ゆめぽりすセンター」設置に伴う機能統合により条例廃止となり、現在は「ゆめぽりすセンター条例」（平成25年12月）改正により、大枠としてはこれへ引き継がれた形となっています）。

「伊賀市自治基本条例 36 条の規定により、設置された市民活動支援センターが利用 していただく皆様方にとって、便利で活用しやすいものとしていくための検討機関」として平成 17 年 3 月 29 日、市が設置した伊賀市市民活動支援センター運営委員会は、平成 21 年 3 月解散の 4 年間で合計 8 回の委員会を開催し、解散にあたって、市民や利用者が中心となった、言わば「新しい形の運営委員会への移行」を第 1 に掲げた「伊賀市市民活動支援センターに関する提言」(平成 21 年 3 月)【添付資料 3】がまとめられました。その趣旨を受け継ぐ形で、指定管理者が設置する現在の伊賀市ゆめぽりすセンター運営委員会が実現されたと認識しています。上記「提言」では、7 つの項目が提起されており、「市民活動支援のための財源の確実な確保」についても明記され提言されています。

しかしながら、これについては、翌平成 22 年度からは、この委員会提言とは正反対に年々予算が減少し、平成 23 年度からは、従来の 3 分の 1 近くにまで減少しています。そして、これに比例するかのように、「仕様書」等の業務内容も削減されてきたのかと言えばこちらについてはそうではなく、業務内容はあくまで当初から横這い状態です。

すなわちこれらの事実を分析すると、「当初立派な目標を掲げたにもかかわらず、どういう理由かは不明だが年々予算が縮小（3 分の 1 近くに減っているので、「削減」というより「縮小」）され、かと言って公式に機能を削除するわけにもいかず、ホームページ上ではこれまで通りの機能を広報し、そういううちに指定管理者制度の導入となり、募集要項や仕様書には、苦肉の策（「これ幸い」ではないとは思いますが）として、果たすべき機能の記載順序や表現を変えることによって、指定管理者の自助努力に委ねる形で、それに甘んじている」状態と言えるのではないでしょうか。

つまり、財政当局と担当部局とで、本政策に対する理念の共有や緊密な意思疎通が図られてきたとは言い難く、これまで担当部局の歴代係員は市民活動支援の施策推進に非常に苦慮してきたものと察することができます。これにより、言わばその“人員的”しわ寄せを受けてきたのが、指定管理者（の現場職員）であり、それが結果的に市民活動支援の硬直化、停滞へと繋がり、本来その施策の恩恵を享受されるはずの市民が未だ孤軍奮闘し得る状況をもたらしているのだと言えます。

したがって担当部局は、今後当面必要が無いと思われる機能については、思い切って一旦‘お蔵入り’にする事も含め、また、段階的に実現可能と思われる機能については相応の財源を確保するとともに、その目標年限を設け、取捨選択する必要があります。

この事は、「伊賀市市民活動支援センター設置に関する報告書」にも、「…（前略）既存組織などと連携・協力することにより、より充実した機能となるため、その連携・協力体制を構築したうえで、社会変化や利用者のニーズに対応して、柔軟に必要な機能の整備・充実を順次図っていくものとします。」とあります。

のことからも、この報告にある「既存組織などの連携・協力」によって機能の充実を図るとすれば、その連携・協力に必要最低限の財源の裏付けがあるだけでこれを成し遂げる事ができるのではないかでしょうか。そのためにも、担当部局は、本市の市民活動支援施策に対して、自信と情熱を持つとともに、既存の市民組織を信頼し、財政当局には毅然たる態度をもって接し、委員会提言にある「財源の確実な確保」も、そろそろ本腰を入れて実現させる時期に来ているのではないかでしょうか。これはもはや「財政的問題」というよりも行政当局の「やる気の問題」と言うべきものです。

## II. 次期指定管理のあり方 ～ゆめぼりすセンターが機能を果たすために不可欠なこと

### 1. 財源の裏付け

構想された機能を果たすための、人員配置、予算措置がされていません。現在の指定管理料における人件費は、設立当初の市民活動支援センターの人件費の3分の1に留まっています。市の職員1人分の給与で、5人の職員（1名は清掃専属のパートタイマーで、センター管理人員は4名）が日夜働いています（【添付資料4】をご参照ください）。施設管理は特段の専門性は必要とされませんが、中間支援活動は高度な専門性が必要とされます。その専門性を持つ職員を雇う人件費は、現在の指定管理料には一切含まれていません。

期待される機能を果たすためには、必要な人員配置とその裏付けとなる予算措置が不可欠です。

※伊賀市直営期の伊賀市市民活動支援センター運営委員会において、I. で示した「機能」に言及した箇所が議事録に記録されています。

・平成17年4月26日開催運営委員会議事録2ページ中段「・センターの機能について、3人のスタッフで始めたとあるが、報告書にあるこれだけの機能を実現させるには20名が必要という議論はすごく鮮明に覚えていて、……」同ページ最下段「・報告書に羅列してある機能のうち、目的にもあったように担うべきではないと思われる機能も入ってないわけではない。……」

・平成18年6月2日開催運営委員会議事録8ページ中下段「委員：全部が市民活動センターの担うべき役割か。行政の部分、市本体の部分も。」

【添付資料5】として上記議事録写しを添えます。

### 2. 下請けではなくパートナーとして

指定管理は、そもそも経費削減のためではなく、行政が行ってきたサービスの質的向上のためです。またゆめぼりすセンターの場合は、伊賀市が大切にしている市民活動支援の要を担う組織とされています。ゆめぼりすセンターは単なる施設管理だけではなく、中間支援機能という大きな役割があります。したがって、ゆめぼりすセンターの指定管理においては、行政は監督管理を行うだけでなく、目的を共有・分有するパートナーとして協働するという意識と姿勢が必要です。これに関しては、今期の指定管理の期間中（今年度中）にも改善できるところはあると思われます。

尚、今期の指定管理の仕様書の文面において、改定が必要と思われる点について、当提言書本文各項目に記しますが、伊賀市の指定管理者制度運用指針に関しても、改定が必要だと思われます。他の市にある指定管理の積算根拠に関する規定が伊賀市の場合、欠如しており、市が恣意的に管理料を定めることができるようにになってしまっています。

【添付資料6 南砺市指定管理者制度運用指針】

【添付資料7 指定管理者制度運用マニュアル 伊賀市】を比較、ご参照ください。

以下、詳しく説明いたします。

## ●公共サービス水準の確保のための体制基準の明記について

伊賀市市民活動支援センターがゆめぱりすセンターに移転統合してからの直営期間約7箇年の職員体制は当初の約3箇年は5名でしたが、その後4名に減員（理由は不明）となり、さらには、今回の指定管理料の算出根拠になったとされる直近の直営3箇年に至っては、3名にまで減少（理由は不明）しています。（現在はあくまで指定管理者の自助努力により人数としては会館管理人員4名体制となっています。）

これら当初の5名体制は、伊賀市市民活動支援センター機能も統合させた伊賀市ゆめぱりすセンターとして、当然ながら必要最小限にして最大の効果を発揮しうる職員体制であったはずですが、その後、人員数が削減されたことは、普通に考えれば、業務の縮小を図ったか、もしくは一部の業務を本庁や他機関に移動させたなどが考えられますが、そうではないことからも、指定管理者制度移行前直近3箇年やそれを基に算出された現在の指定管理予算規模は、理由が不明なまま、3人体制規模のものであると考えられます。【添付資料4 前出】

これは、仕様書等からも見て取れる、当初構想に比べて遙かに消極的とも言える業務内容とも符合します。

したがって、現在の適正な必要人員数を議論するには、先ず5名から3名に減員した理由を明らかにする必要があるとともに、その正当な理由が無いのならば、次期指定管理からは本来の適正な人員を想定した財源確保を行い、仕様書もしくは包括協定書にも、“公共サービスの水準を確保”し得るに必要な職員体制の「基準」を明記する必要があります。

この事は、平成20年6月6日付総財財第33号で都道府県知事経由にて総務事務次官通知のあった、「平成20年度地方財政の運営について」や、平成22年12月28日付總行経第38号で都道府県知事並びに都道府県議会議長経由にて総務省自治行政局長通知のあった、「指定管理者制度の運用について」に於いて、『…（前略）指定管理者との協定等には、施設の種別に応じた必要な体制に関する事項…（中略）…等の具体的な事項をあらかじめ盛り込むことが望ましい』と、地方自治法（第245条の4並びに第252条の17の5）に基づく助言がなされています。またこの事は、片山善博総務大臣（当時）も、の閣議後の記者会見にて以下のように詳細に踏み込む形で述べています。

### [以下引用]（片山善博総務大臣（当時））

『指定管理者制度、年末に出しました通知（先述の總行経第38号通知のこと）はですね、いわば指定管理者制度をめぐる誤解とか、失礼ですけれども、理解不足とかですね、こういうものを解いていくこうという趣旨なのです。何かですね、指定管理者制度が導入されてから今日までの自治体のこの制度の利用の状況を見てみると、コストカットのツールとして使ってきた嫌いがあります。もちろんそれは全く否定するものではありませんけれども、指定管理者制度というのは、一番のねらいは、行政サービスの質の向上にあるはずなのです。俗にお役所仕事とかですね、そういうものから脱却をして、民間の創意工夫とか、それから経験とか、そういうものを導入することによって、ともすれば画一的で、規則などに縛られて、利用者本位ではないと批判してきた公の施設の利活用について、新風を吹き込みたいと。行政サービスの質を向上したい、住民の皆さんのが満足度を高めたいということなのです。ところが、そちの方よりも、むしろ、外注することによって、アウトソースすることによって、コストをいかにカットするかというところにカ点が置かれてきたような印象を持っております。…（中略）…それがやはり、コストカットを目的として、結果として官製ワーキングプアというものを随分生んでしまっているという、そういうことがありますので、それに対する懸念も示して、少し見直してもらいたいなという、そういう気持ちもあって、お出しし

たわけです。あれで、どういう反応が出るかですね、反応が無いか、有るか、有ってほしいと思うのですけれども、しばらく見てですね、また必要がありましたら、次の策も考えてみたいと思っています。自治体はですね、地元の企業の皆さんに対しては、正規社員を増やしてくださいということをよく働き掛けるのですよ。当然ですよね。やはり正規雇用を増やしてくださいということを働き掛けるのですけれども、当の自治体が、自ら内部では非正規化をどんどん進めて、なおかつ、アウトソースを通じて官製ワーキングプアを大量に作ってしまったという、そのやはり自覚と反省は必要だろうと、私は思います。そういう問題提起の意味も含めて見直しをしたということです。これは、ですから指定管理者制度についての理解を、本当の理解を深めていただきたいという通知と、それから、もう一つはですね、かねて申し上げておりますけれども、集中改革プランという法的根拠の無い仕組みを全国に強いてきたという、これの解除ですね。もともと法的に有効な通知(平成 17 年 3 月 29 日付 総務事務次官通知を指すと思われる)ではありませんから、解除という言葉がいいかどうか分かりませんけれども、以前進めてきた集中改革プランにとらわれることなく、自治体では、業務と職員とのバランスは自ら考えて、これから定数管理などをやっていただきたいと。この二つであります。』　【引用終わり】

さらにこれに関しては、全日本自治体労働組合（通称：自治労）の地方自治研究グループ「自治研作業委員会」が、第 33 年次報告としてまとめた「公契約のさらなる制定に向けて」（平成 23 年 9 月）【添付資料 8】の冒頭（はじめに）にて、「…（前略）自治体発注の事務・事業によって「官製ワーキングプア」といった状況がつくりだされている」と指摘し、総論に於いても「自治体がワーキングプアをつくるってはいけない」と述べています。また、第 6 章「指定管理者制度の現状と課題、見直しの方向」では、先述の片山大臣の会見を引用した上で、「指定管理者制度と官製ワーキングプア」という言葉を用い明確に指摘しています。

のことからも、「自治の先進地」とまで言われる当市の自治推進の率先機関であるはずの「伊賀市ゆめぽりすセンター」自体が、決してこのような「自主自立の正反対」と解釈され得るような状態であってはなりません。

したがって、何度も言いますが、先ず 5 名から 3 名に減員した理由を明らかにするとともに、もし自治活動の支援をするにふさわしい理由で無かったのならば、次期指定管理からは適正な人員配置を想定した予算措置のもと、仕様書もしくは包括協定書にも、国の助言通知に従い、事業を遂行し得るに必要な職員体制の“具体的な事項（基準）”を明記する必要があります。

なお、ゆめぽりすセンターの仕様書には、職員の雇用に関して、「1 人以上の常時配置」を原則に、「適正な職員数で業務に当たる」とありますが、これは、貸館等の「施設管理」業務部分のみを想定した規定と言え、業務全体を想定した基準と言えるものではありません。また「適正な職員数で…」という表記も漠然としたものであるため「必要な体制に関する具体的な事項」と言えるものではありません。

また、これは参考としてですが、2 箇年にわたる「ゆめぽりすセンター運営委員会」の審議では、行政当局はゆめぽりすセンターの事務所長は“係長級”（言い換えると、センターの総合的な事務量が市役所で事務分掌するところの一つの“係”）を想定しているとの事でしたが、前述した本来想定している業務全般を見た場合は、到底“係長級”としての事務分掌量とは言い難く、実際、運営委員会議では、「全部実現しようと思ったらセンター長の事務量は、“課長級”や“次長級”、下手をすれば“部長級”的な事務量なのではないか？」という意見も出されたほどです。

## ●業務の具体的容量の明示および適正な積算とその指針について

仕様書には「市民活動支援センターに関する事業」の詳細が多岐にわたり示されていますが、「施設管理」に係る仕様部分で示されているような、頻度や回数のような「基準値」となるものが明記されていないため、指定管理者制度の意義の一つである、「サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求める」としても、そもそも指定管理者に応募するための積算のしようが無く、採算性を検討することができない状態です。また、「市民活動支援センターに関する事業」だけでなく、「施設管理」に係る仕様（業務）一覧についても、清掃や草刈、設備管理の積算に通常必要な面積や規模等の数量の明記が無く、これも現地確認による半ば憶測のみで採算性の検討をせざるを得ない状況となっています。

通常、公共発注の案件は、分野ごとに管轄省庁やその外郭機関が定めた「積算基準」を用い、単価や直接経費、それらの積み上げ方法や経費率計算に至るまで定めがあり、また、その基準についても社会通念に基づく優先順序があります。また、それらに基づく公正な積算により設計価格を算出することは、国の会計検査院の採る方針でもあります。しかしながら、それが当てはまらない案件では、過去の実績や見積もり等により算出するのが通例ですが、ゆめぽりすセンターの指定管理業務の場合、市民活動支援センターに関する業務以外は、全て既定の積算基準や、一部見積等により対応できるものです。また、市民活動支援センターに関する業務についても、他の自治体では、市職員の給与額をベースとして独自の基準を設け、公正な積算に努めている自治体も少なくありません。【添付資料6 前出】

そして、ゆめぽりすセンターの指定管理料には、通常必ず計上されるはずの「一般管理費」が計上されているかどうかも不明です。一般管理費とは、業務に係る最低限の費用（材料費+労務費など）に直接的な経費を加えた、いわゆる「原価」に対して上乗せする経費で、これは言わば指定管理者の本体機能維持のための費用、いわゆる「利潤」「儲け」（各種社会保険料、福利厚生費等）となるものです。これが計上されていなかったり、利用収入が増えたからといって翌期にその分の指定管理料を単に削ったりすると、先に述べた「官製ワーキングプア」が生じることとなります。

したがって、通常、事務職員では出来ないような分野（土木、建築（施設、設備管理含む）、造園等）の積算については、専門部局の職員にその部分の積算を内部依頼したり、場合によっては外注したりするのが自治体では通例です。

これらの事については、平成20年6月6日付総財財第33号総務事務次官通知「平成20年度地方財政の運営について」に於いて、「第一（財政運営の基本的事項）1－（8）指定管理者制度の運用」項目に、ウ『…（前略）…委託料については適切な積算に基づくものであること』と助言されており、かねてよりこれらの問題が全国的に顕著化している事がうかがえます。

また、遡って平成15年7月17日付總行行第87号で、主に指定管理者制度の導入が大きな改正項目となったことを受けて総務省自治行政局長通知された「地方自治法の一部を改正する法律の公布について」では、2. 条例で規定すべき具体的な事項として、「(1)－(3)業務の(具体的)範囲」とあるほか、「(3) 委託料の額等、細目的な事項については、地方公共団体と指定管理者との間の協議により定めることとし、別途両者の間で協定等を締結（後略）…」とされており、本来この旨を伊賀市においては「伊賀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」に規定するか、もしくは個別の条例に規定する場合は、「伊賀市ゆめぽりすセンターの設置及び管理に関する条例」に定められていなければなりません。

また、伊賀市総務部総務課が定めた「指定管理者制度運用マニュアル（改訂版）」（平成28年2月）【添

**付資料7 前出】**には、積算に関する指針が一切示されていないため、事実上、施設担当課の裁量に委ねられている状態だと言えます。この場合、先に述べた専門分野（土木、建築、造園等）部分の積算は各担当課で算出すべきですが、事務的業務についての費用（人件費）は、他の自治体のように市職員の給与をベースとした何らかの基準が無ければ、公正な指定管理料を算出することは不可能と言えます。したがって、伊賀市においても、今後公正な指定管理業務を遂行し、その恩恵を市民サービスとして提供するためにも、この「指定管理者制度運用マニュアル」への積算指針の追加は必須であると言えます。また、伊賀市指定管理者選定委員会の協力も得ながら、この指定管理者制度運用マニュアルを進化させていく必要もあると言えます。

なお、参考として、伊賀市ゆめぼりすセンターの指定管理における指定管理料算出フロー及び公正な積算例を簡易的に示すと以下のようになります。

#### 指定管理料算出フロー

現地調査 → 図面作成 → 数量計算 → 管理計画策定 → 仕様書の作成 → 各種単価の決定 → 直接費の積算 → 共通仮設費の積算（建築、土木、造園等の施設管理がある場合）→ 現場管理費（業務管理費）の積算 → 一般管理費の積算 → 管理設計書の審査 → 第一優先権者との協議による指定管理料の決定

#### 積算例

直接費（材料費＋労務費）

+

直接経費〔水道光熱電力料、機械経費（定期点検整備費、修理費、償却費、機械管理費等）、運転経費（運転材料費、運転労務費）〕

+

間接経費〔共通仮設費＋現場管理費〔労務管理費（主に、現場職員の募集等に要する費用、被服費、通勤費等）、安全訓練費（安全・衛生に要する研修訓練費用）、現場職員給料・諸手当・賞与、現場職員退職金、現場職員法定福利費、現場職員福利厚生費、事務用品費、通信交通費旅費、現場交際費、外注経費、雜費等〕〕

↓

業務原価

+

一般管理費〔役員報酬、本店職員給料・諸手当・賞与、本店職員退職金、本店職員法定福利費、本店職員福利厚生費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費旅費、動力・用水光熱費、調査研究費、広告宣伝費、本店交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、試験研究費償却、開発費償却、租税公課、契約保証費、保険料（火災保険・損害保険料）、雜費等〕

↓

業務価格

+

消費税額

↓

指定管理料

## ●指定管理者の位置付け

地方自治体は、その地域内の行政行為を行うため、国から「自治権」を与えられています。 指定管理とは、その地方自治体が持つ「公権力」の一部（施設利用における許認可やその取り消し等）を指定管理者に「委任」する「行政処分」であるため、「契約行為」ではありません。（したがって、印紙税法第5条第2号の規定により、協定書には印紙を貼付する必要が無いのはこのためです。）このことからもわかるように、指定管理は従来の請負工事や業務委託とは根本的にその意味合いが違い、請負者という位置付けではなく、職場の同僚やパートナーに近いものであると言えます。 しかしながら、行政側には監督責任があり、また指定管理者には「事業報告」などの報告義務があることからも、どちらかと言うと職場の上司と部下といった関係に近いと言えるかもしれません。

先述の各種通知文にもある「協議により定める」ということからも、その事が見て取れます。

### **III. 市民活動促進のための制度設計**

市民活動促進の要となるのは、ゆめぱりすセンターであり、上記提案内容が実現することがきわめて重要だと思われます。同時に、市民活動促進のための制度設計として、伊賀市において不十分と思われる点がいくつかあります。そのうち以下の2つを、骨太の方針として提案します。

#### **1. 協働の促進を**

##### **1) 提案型公共サービス民営化に向けて**

行政の仕事を全部たなざらしにして、民間の側から民間の手で行政の仕事を奪い取ってもらうための制度として、提案型公共サービス民営化を導入すべきと考えます。補完性の原則を言葉だけに終わらせないために、そして、補完性の原則が行政の責任放棄に使われないようにするために、このような制度を導入して、行政がやるべきこと、自治組織や市民公益活動団体、民間企業がやるべきことを根本的に再整理することが必要です。

2) 2009年に案として策定された「伊賀市協働推進指針（協働の基本原則）」【添付資料9】は、当時の市長によって握りつぶされたと聞きます。しかし、この協働推進指針には、提案型公共サービス民営化にも通じる協働事業提案制度や協働のテーブル、中間支援組織の調整機能と政策提言機能の強化が含まれており、再考に値するものです。

#### **2. 市民公益活動の支援を**

##### **～市民公益活動支援条例の制定とそれに基づくアクションプランの策定～**

伊賀市における「市民活動支援」では、住民自治活動に重きが置かれすぎており、日本や世界でいうところの市民公益活動の支援がなおざりになっています。その状況の抜本的改善に向けて、市民公益活動支援の条例と計画が必要だと思われます。名張市においては、市民公益活動促進条例が2005年に制定され、現在それに基づくアクションプランが策定されています。

## 伊賀市ゆめぽりすセンター 運営委員会と検討過程

### 《運営委員》

	氏名	第1期（2015年2月～2016年3月）	第2期（2016年4月～2017年3月）
委員長	中村 伊英	○	○
副委員長	鎌田 陽司	○	○
委員	奥澤 重久	○	○
〃	森田 由一	○	○
〃	竹岡 政通	○	○
〃	川口 恵美子	○	○
〃	立田 彰子	○	○
〃	孫 美知	○	
〃	奥田 美和子		○

### 《指定管理者 特定非営利活動法人市民福祉ネットワークみえ》

	氏名	第1期（2015年2月～2016年3月）	第2期（2016年4月～2017年3月）
理事長	大西 良太	○	○
理事	宮原 香奈子	○	
理事	森本 欣秀（兼センター長）	○	○
職員	今井 和子（子育て支援事業担当）	○	

### 《検討過程》

2015年2月25日 第1回運営委員会

〃 3月26日 第2回運営委員会

〃 5月 8日 辻上副市長との会談

〃 5月28日 第3回運営委員会

〃 7月 6日 第4回運営委員会

〃 9月 29日 第5回運営委員会

〃 11月 26日 第6回運営委員会

2016年1月 26日 第7回運営委員会

〃 2月 22日 第8回運営委員会

〃 3月 29日 第9回運営委員会

〃 4月 27日 第10回運営委員会

〃 5月 6日 第11回運営委員会

〃 6月 15日 第12回運営委員会

〃 6月 27日 第13回運営委員会

〃 7月 19日 第14回運営委員会

以上

# 伊賀市ゆめぽりすセンターに関する提言

2016年7月28日 伊賀市ゆめぽりすセンター運営委員会

## 添付資料目次

- 【添付資料 1】 伊賀市市民活動支援センター設置に関する報告書  
平成16年12月 伊賀市市民活動支援センター検討委員会
- 【添付資料 2】 伊賀市市民活動支援センターの機能  
※上記報告書 p 6～8に掲載された機能を表にまとめたもの
- 【添付資料 3】 伊賀市市民活動支援センター設置に関する提言  
平成21年3月 伊賀市市民活動支援センター運営委員会
- 【添付資料 4－1】 伊賀市ゆめぽりすセンター・伊賀市市民活動支援センター  
管理運営体制及び実務状況の変遷  
2016年5月6日作成 伊賀市ゆめぽりすセンター運営委員会事務局
- 【添付資料 4－2】 伊賀市ゆめぽりすセンター・伊賀市市民活動支援センター  
運営管理人員・人件費・夜間開館日数比較  
2016年5月6日作成 伊賀市ゆめぽりすセンター運営委員会事務局
- 【添付資料 5－1】 平成17年4月26日開催  
伊賀市市民活動支援センター運営委員会 議事概要
- 【添付資料 5－2】 平成18年6月2日開催  
伊賀市市民活動支援センター運営委員会 議事概要（詳細）
- 【添付資料 6】 南砺市指定管理者制度 運用指針（改定案）  
平成26年3月作成 南砺市行革・施設再編課
- 【添付資料 7】 指定管理者制度運用マニュアル（改訂版）  
平成28年2月 総務部総務課（伊賀市）
- 【添付資料 8】 公契約条例のさらなる制定に向けて（抜粋）  
第6章 指定管理者制度の現状と課題、見直しの方向—公契約条例との関連で  
公益財団法人地方自治総合研究所
- 【添付資料 9】 伊賀市協働推進指針（協働の基本原則）  
伊賀市

# **伊賀市市民活動支援センターに関する提言**

**平成21年3月**

**伊賀市市民活動支援センター運営委員会**

## はじめに

伊賀市市民活動支援センター（以下「市民活動支援センター」という。）は、合併協議による伊賀市まちづくりプラン（新市建設計画）にその整備が盛り込まれるとともに、「伊賀市自治基本条例」（平成16（2004）年12月24日制定）に規定（同条例第36条）されました。

また、総合計画や行政改革大綱など、各種行政計画の中でもその機能を充実することが明記されています。

支援センターは、「伊賀市民活動支援センター設置に関する報告書」（以下「報告書」という。）に基づき、平成17年4月1日に阿山支所西隣に開設され、その後、平成19年9月1日に市の中央部となるゆめぽりすセンター内に移転して、現在に至っています。

市民活動支援センターは、市の重要課題である住民自治の確立に向けて、市民が自主的・主体的に行う住民自治活動、NPO活動及びボランティア活動（以下「市民活動」という。）を支援する拠点として設置されており、その機能のさらなる充実が求められることから、設置後4年を経過した節目として、市民活動支援センター運営委員会として、今後の市民活動支援センターに関して7つの提言を行います。

伊賀市市民活動支援センター運営委員会  
委員長 岩崎 恭典

## 今後の市民活動支援センターについて

これまで、市民活動支援センターは、市民自身が自らの責任のもとでまちづくりを進めるためには、市民ができるることは市民が担い、市民が個人や家族でできないことについては、市民活動団体や企業などの多様な主体で担う必要があるという伊賀のまちづくりの基本原則の実現に向けて、限られた人員と予算で、住民自治協議会、各NPOに対する中間支援を行ってきました。

一層少子高齢化が進行し、財政的にも厳しい状況にある今、これらの団体と行政、市民と行政の関係をこれまでの垂直的な関係から、水平的・自立的な対等・協力関係として、それぞれの担うべき領域と役割について検討し、その責任と役割について理解と協力を求めていくことがより一層必要になります。

そこで、さらに、市民が主体的により多くの「公」を担うことができるよう市民活動支援センターにおいて市民活動団体と行政との情報ネットワークを確立させ、まちづくりと市民活動のコーディネートをする等、自発的に活動領域を拡大させ、専門性を高められるための支援を行うことが必要です。

このため、市民活動支援センターのこれら支援機能を強化し、推進するための人材と財源を確保することが必要と考え、市民活動支援センター運営委員会は、次の通り、提言いたします。

## **伊賀市市民活動支援センターに関する提言**

1. 市による住民自治活動支援の責任を果たすとともに、市民活動支援センターの利用者が中心となり、企画・運営に参加していくことが必要になっていることから現在の審議会的な運営委員会を廃止し、利用者や市民活動団体がセンターの企画・運営に参画するしくみを設けること。
2. 行政だけでなく市民・企業などの多様な主体が「公」を担うことが求められているため、市民活動に対する行政職員の理解と意識改革の促進を図ること。
3. 行政内部に市民活動との連携・協力を推進する各部課を超えた横断的な推進体制を整備すること。
4. 市民活動支援機能の充実のため、必要な人材の発掘、育成、確保を行うこと。
5. 市民活動支援センターを市民活動の情報通信技術の拠点として、情報通信基盤の整備を行うこと。
6. 市民活動支援に関して、市民や市民活動団体などが評価するしくみを構築すること。
7. 市民活動支援を行なうための、財源を確実に確保すること。

以上

平成20年度 伊賀市市民活動支援センター 運営委員

◎ 委員長、○ 副委員長

◎ 岩崎 恭典	四日市大学 総合政策学部教授
乾 光哉	伊賀市社会福祉協議会 伊賀市ボランティア市民活動センター長
穂積 澄子	伊賀・島ヶ原おかみさんの会 代表
灰原 美智子	公 募
清水 哲夫	公 募
明石 須美子	三重県 生活・文化部男女共同参画・NPO室 主査
○ 立田 彰子	前 伊賀市市民活動支援センター検討委員

# 伊賀市ゆめぼりすセンター・伊賀市市民活動支援センター 管理運営体制及び実務状況の変遷

2016年5月 6日作成  
6月16日改訂

伊賀市ゆめぼりすセンター運営委員会 事務局

## 伊賀市ゆめぼりすセンター指定管理料の算定基準となった「直前3年間の人事費・管理運営体制及び実務状況」と、指定管理実施後2年間の状況について

2014（平成26）年4月1日から導入された指定管理料の管理運営費（人事費含む）積算基準は、直前3年間の実績を基準にしている。この期間は2007（平成19）年9月1日、ゆめぼりすセンターに市民活動支援センターが移転し、2つのセンター機能が一体化して以降、管理運営に当たる職員人事費が過去最低になった期間である。

### 直前3年間（算定基準期間）

- 2011（平成23）年度～2013（平成25）年度
- ・嘱託職員2名、臨時職員1名 合計3人体制。
  - ・貸会議室管理、印刷機利用対応管理を主にセンター独自の事業等の中間支援業務は殆ど行われない体制の時期。
  - ・この期間3年間の夜間開館日数は、172日、192日、172日であり、2008～2010年度に比してかなり減少した期間である。

### 上記「算定期間」以前の3年6ヶ月

2007（平成19）年	市民活動支援担当伊賀市職員1名、嘱託2名、臨時2名合計5名体制。	
2008年度	"	夜間209日
2009年度	"	夜間254日
2010年度	嘱託2名、臨時2名 合計4名体制	夜間242日
	・市民活動支援センターを市が設置した2005年から、その立ち上げから関わる担当正職員と嘱託職員が主に中間支援業務を、嘱託・臨時の3名が貸館管理を担う体制として、5名体制で管理運営していた。	

### 指定管理者制度導入後2年間の実情

嘱託・臨時職員のみの勤務体制（計4名）から、そのうち1名が、ゆめが丘地区市民センターに移籍し、2011年度からは3名体制にまで人員が減少した。この期間を「算定期間」として経費が積算され、指定管理がスタートした。

指定管理者制度導入後、貸会議室・印刷機利用いずれも収入金額ベースで約1.5倍の増収の状況であり、夜間利用日も増加した。日々のセンター利用者へのサービス体制を維持するだけでも3人では無理になり、これに加えて自主事業の実施及び市民活動中間支援業務も推進するためには、最低でも2008～2009年度の人員体制が必要と考えられる。

### 支援センター機能として位置づけられている諸機能と実際の予算措置のかい離

市がゆめぼりすセンターを設置し、このセンターが果たすべき機能として求めているものと、現状のギャップについての指摘は、運営委員会委員から文書で提起され、委員会でも討議しているところであるが、設置目的とそれを実現するための予算措置のかい離が大きすぎる。この原因は、単なる予算削減圧力だけではなく、指定管理導入直前3年間と、その直前3年間の人員体制及び業務内容の比較等がないまま指定管理に移行したことにあると考えられるため、根本的な見直し、改善措置が求められる。

伊賀市ゆめぽりすセンター・伊賀市市民活動支援センター  
運営管理人員・人件費・夜間開館日数比較

2016年5月6日

伊賀市ゆめぽりすセンター運営委員会 事務局

1997年	平成9年	9月1日 ゆめぽりすセンター竣工	0			
1998年	平成10年		1			
1999年	平成11年		2			
2000年	平成12年		3			
2001年	平成13年		4			
2002年	平成14年		5			
2003年	平成15年		6			
2004年	平成16年	11月1日 伊賀市合併 12月24日 自治基本条例施行	7			
2005年	平成17年	4月1日 <b>伊賀市市民活動支援センター設置</b>	8 0	阿山支所隣接地にて		
2006年	平成18年		9 1			
2007年	平成19年	9月1日 <b>伊賀市市民活動支援センターがゆめぽりすセンターに移転</b>	10 2	市民活動支援・会館運営管理人員 市職員 嘴託及び臨時職員 清掃	給与手当 円	夜間開館 日
2008年	平成20年		11 3	前川 中盛 久米 貝野 辻本 推定→	12,118,400	209
2009年	平成21年		12 4	前川 久米 貝野 辻本 英 推定→	12,118,400	254
2010年	平成22年		13 5	久米 塩谷 貝野 辻本	<b>5,618,400</b>	242
2011年	平成23年		14 6	貝野 辻本 久米→森本	<b>4,452,000</b>	172
2012年	平成24年		15 7	森本 貝野 辻本	<b>4,452,000</b>	192
2013年	平成25年	12月27日 条例改正（廃止）	16 8	森本 貝野 辻本	<b>4,452,000</b>	172
2014年	平成26年	4月1日 <b>指定管理者制度導入</b>	17 9	森本 貝野 辻本 今井（日根野）	<b>5,571,356</b>	237
2015年	平成27年	指定管理者（特非）市民 福祉ネットワークみえ	18 10	森本 今井 貝野 辻本 日根野	<b>6,922,367</b>	237
2016年	平成28年		19 11	森本 今井 貝野 辻本 日根野		
2017年	平成29年		20 12			
2018年	平成30年		21 13			
2019年	平成31年		22 14			
2020年	平成32年		23 15			
2021年	平成33年		24 16			

## 伊賀市市民活動支援センターの機能

伊賀市市民活動支援センターは、様々な情報を基に個人や団体、場所、資源等をコーディネートするなど、次に掲げる機能を通じ、市民活動を促進する中間支援を行うこととします。

(1)伊賀市市民活動支援センターの従来型機能	仕 様 書	事業評価シート	センターでの実務(現状)	今後のあるべき姿、緊急性、重要性 代替機関の有無等、総合的に検討
<b>1)情報収集・提供機能</b> ※伊賀市市民活動支援センター条例				
・市民活動団体や行政等との情報ネットワークの構築	△ 7(1)-②(ア)			
・データベースの作成とその活用	×		blog記事をデータベースとして管理している	
・定期的な情報更新のしくみづくり	×		業務の中に組み込み、実施している	
・市民活動等に関する行政情報の収集と提供(行政内部における横断的窓口が必要)	● 7(1)-②(カ)			
・情報提供(ホームページの開設、情報誌の発行、マーリングリストの構築)など	◎ 7(1)-②(カ)&④(ウ)			
<b>2)総合的窓口機能</b> ※但し、「相談及び調整に関すること」との明記		3603		
・情報による人や場所、活動、団体、支援策等のコーディネート	△ 7(1)-②(ア)	市民公益活動団体 等の基盤強化支援	人的ネットワーク構築に銳意努力中	
・課題解決に向けたネットワークの構築(事例別データ整理など)	×→○		人的ネットワーク構築に銳意努力中	
・市民活動と行政、企業、研究機関等とのコーディネート	△ 7(1)-②(ア)		人的ネットワーク構築に銳意努力中	
・市民活動相談への対応など	◎ 7(1)-②(キ)			
<b>3)災害時情報ネットワーク機能</b>				
・災害時の情報ネットワークの構築(住民自治協議会や自主防災組織と救援活動組織)	×			
・災害時の窓口機能 など	×			
<b>4)人材育成機能と人材派遣機能</b> ※				
・ニーズに対応した各種講座の企画及び各種講座開催実施主体との検討会の実施	△ 7(1)-②(ウ)		センター自主活動にて銳意努力中	
・人材育成講座等の修了生のネットワークや登録	×			
・存の人材バンクや人材リストの情報収集とその活用(人材リストの作成)	×			
・人材登録している団体等とのネットワークの構築と紹介のしくみ など	×			
<b>5)調査・研究・提案機能</b> ※				
・各種ニーズ調査・研究・提案(市民や市民活動団体等)	△ 7(1)-②(イ)			
・新しい公の考え方と協働の仕組みづくりの調査・研究・提案	×			
・市民活動促進に必要な調査・研究・提案	△ 7(1)-②(イ)			
・市民活動団体等の定期的な状況調査	△ 7(1)-②(イ)			
・伊賀市市民活動支援センターの利用状況調査	● 実施している			
・各種政策提言機能など	● 運営委員会にて		運営委員会活動によりスタート	
<b>6)場や機材の提供機能</b>				
・サロン機能(誰もが使用できる開放されたオープンスペース)	△			
・事務局支援(電話、住所等の私書箱機能)	×		初期活動支援にて一部支援実施	
・会議室、相談室、印刷製本室、貸し事務室等の活動の場の提供(情報の提供)	◎			
・ITコーナーの設置、専門図書等の充実した設置	×		PC利用は廃止されました	
・コピー機や輪転機、紙折機、FAX、パソコン、プリンタなどの機材の設置・配備	◎			
・展示スペース、図書・情報開示スペース、各種チラシ預かりスペース、貸しロッカー設置	◎			
・情報を収集・提供するための情報基盤整備	×			
・事務局職員スペース(事務所の設置)など	×		検討したが実施には至らず	

(2)伊賀市市民活動支援センターの特徴的機能 ※検討委員会にて掲げられた4点	仕 様 書	事業評価シート	センターでの実務	
--	-------	---------	----------	--

1)コミュニティ・ビジネス支援機能(市民活動の自立化支援) 日常生活や地域に密着したサービスなどをコミュニティ・ビジネスの起業機会と捉え、地域の問題解決の一 方策としてその起業や運営等について支援を行います。 ・市民活動の事業化支援(コミュニティ・ビジネスの立ち上げ支援など) ・経営のコンサルティング支援 ・経営マネージメント支援 ・コミュニティ・ビジネス起業講座 など		3602 コミュニティ・ビジネスの中間支援		
・市民活動支援ファンドの検討	×	地域活動支援事業(地域づくり推進課主催)基礎支援のテーマとして財政支援		
・合併特例債ソフト分(地域振興基金)の活用の検討	×			
・人材育成への資金支援	×			
・公益活動委託制度の検討	×			
・既存補助金(団体補助、事業補助)の見直し など	×			

2)財政支援機能 ※ 市民活動を支える仕組みとして、市民や企業・団体からの資金募集や行政の財源を含めた新たな財政支援の仕組みとして、市民活動支援ファンドの創設・運営を行います。				
・市民活動支援ファンドの検討	×			
・合併特例債ソフト分(地域振興基金)の活用の検討	×			
・人材育成への資金支援	×			
・公益活動委託制度の検討	×			
・既存補助金(団体補助、事業補助)の見直し など	×			

※1)2)については、そのしくみや財源、運営等を検討するため、専門家や学識経験者、市民活動団体、行政棟で構成する検討委員会等を設置し、伊賀市市民活動支援センターの設置までに一定の方向性を出す必要があります。

3)団体等活動評価機能 ※ 市民活動団体等の活動の活性化や市民活動支援の公平性の確保を図るため、団体や活動の評価を行います。				
・財政支援団体の評価	×			
・コミュニティ・ビジネスの団体評価	×			
・事業成果や協働の評価	×			
・団体自らによる活動評価(自己チェック様式の作成)	×			
・各種支援施策の評価	×			
・住民自治協議会に対する民主性・開放性・透明性等の評価 など	×			

4)住民自治活動への支援機能 ※但し、「その他市民公益活動の支援に関する」との明記 住民自治活動を地域エリア限定の総合的な市民活動と捉え、公益的活動や自主自立に向けた活動に対して支援を行います。				
・地域まちづくり計画策定支援(専門家の派遣、行政情報・統計情報の提供 など)	×	「伊賀流自治のしくみ」では、図示され、強調されている		
・住民自治活動情報の提供	◎ 7(1)-②(カ)			
・運営規約策定支援	×			
・住民自治協議会の人材育成支援(組織マネージメントや意思決定のしくみづくり等の研修)	×			
・事業実施における市民活動団体や企業、行政等とのコーディネート支援	△ 7(1)-②(ア)		適時行っている	
・住民自治協議会自らによる活動評価支援(自己チェック様式の作成)など	×			

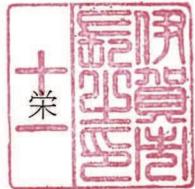
伊賀市基本条例第36条に沿った事業であること(仕様書 業務内容(1)②-コ) 1)伊賀市基本条例 第5節 住民自治活動を補完する機構 住民自治活動を支援する機関の設置 第36条 市は、市民が主体となった住民自治活動などを支援するため、伊賀市市民活動支援センターを設置する。				
---	--	--	--	--

		6301 中間支援団体の設立	実施
--	--	-------------------	----

伊地第 489 号  
平成28年9月1日

伊賀市ゆめぽりすセンター運営委員会  
委員長 中村 伊英 様

伊賀市長 岡本



### 伊賀市ゆめぽりすセンターに関する提言について（回答）

平素は、市行政に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。  
さて、平成28年7月28日付け「伊賀市ゆめぽりすセンターに関する提言について」につきまして、下記のとおり回答いたします。  
今後とも本市行政にご理解・ご協力を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

記

「伊賀市ゆめぽりすセンターに関する提言について」（伊ゆ委第 H28-1 号）におきまして、ご指摘いただきました点を考慮し、伊賀市ゆめぽりすセンターの設置目的から果たすべき役割等を精査し、伊賀市ゆめぽりすセンターの仕様書の見直しを検討します。

施設管理業務及び市民活動支援業務の一定の業務が行われる指定管理の仕様及び積算となっていますが、市民活動支援業務に対し、実質的に施設管理に当たらざるを得ない状況であること、この業務に対しての専門性を加味した積算がなされていないことなど、ご指摘いただいた部分を整理し、今後、市民活動支援の充実が図られるよう、ゆめぽりすセンターの指定管理者制度の運用を行っていきたいと考えています。

伊賀市企画振興部地域づくり推進課

## 出前講座 報告書

開催日時	平成28年8月22日(月) 14時55分～17時00分	
開催場所	ゆめぽりすセンター1階会議室	
申請団体等名称	ゆめぽりすセンター運営委員会	
テーマ	1 伊賀市ゆめぽりすセンターの指定管理の現状と仕様書との関係について 2 伊賀市市民活動支援センターの機能について	
委員会名等	総務常任委員会	
出席議員	安本美栄子、田中 覚、福岡正康、福田香織、近森正利、百上真奈、前田孝也	記録者 前田孝也

【講座・意見交換等の主な内容、対応等】

○ゆめぽりす運営委員会より

- ・市が市民活動支援センターを設置した当初は比較的活発に活動できていた。しかし現在では、新しい流れに追いつづく規模が縮小しており、見えてきた課題を今回提言としてまとめた。
- ・中間支援においては、広いジャンルの関係者がひとつのテーブルで話し合うことが大事だが、現状の指定管理では人員配置やバックボーンが欠けており、現場に飛び込んでいくような十分な活動ができない。
- ・現在の指定管理の仕様は厳しく、官民の新しいパートナーシップを培っていくには人員配置と時間等の自由な運用の担保が必要である。この点を改善すれば活動の充実につながると思う。
- ・市がセンターの業務を明確にすべきである。そして、それに必要な人件費や維持管理経費をしっかりと算定して指定管理料を決めてほしい。利用者増により業務量も増えており十分な人員と給与等がないと活動支援に注力できず、若い世代の人材育成も困難である。
- ・自治協に対する活動支援としてまちづくり計画の見直しに部分的に関わったりしているが、本格的に出向いて取り組めるような体制や仕様に改めるべきである。
- ・限られた中で精一杯の活動をしており、市ができないことをセンターできたらと思い、いろいろ投げかけているが応えてもらえていない現状である。
- ・センターの職員は嘱託と臨時職員になっているが、地区市民センターの自治センター化も含めて、市としての統一的な職員の基準を考えるべきだと思う。
- ・指定管理がワーキングプアの温床になっているのは全国的にも明らかであるので、市にもっと自覚してもらい、先進事例を参考に適正なかたちに改めてもらいたい。
- ・財源は確かに必要だが、一番重要なのはマンパワーである。自治協では役員が短期で交代し、後継者不足が課題になっている。市職員も現場に出向いて、いっしょになって積極的に取り組んでもらいたい。

○総務常任委員会より

- ・仕様と予算がマッチしていないところは市と協議を進めていかなければならない。自治センター化が進んでいない中では、業務の選定などさらなる検討が必要である。
- ・行政ができないことを民間団体がしている事例は全国にも多く、中間支援の重要性と必要性を強く感じている。また、自治協に対する活動支援をもっと充実させる必要がある。
- ・協働の精神のもと新しいまちづくりをしていくためには、センターと自治協が強い関係を築いていくことが重要である。市と自治協がセンターをよりよく活用して、これから課題解決に向けて取り組めるよう、今後も情報収集・共有しながら市長部局と議論していきたい。

伊賀市議会議長 様

平成29年1月10日

議会出前講座実施要綱第11条第1項の規定により提出します。

総務常任委員長 安本 美栄子

## 平成27年度施策評価シート

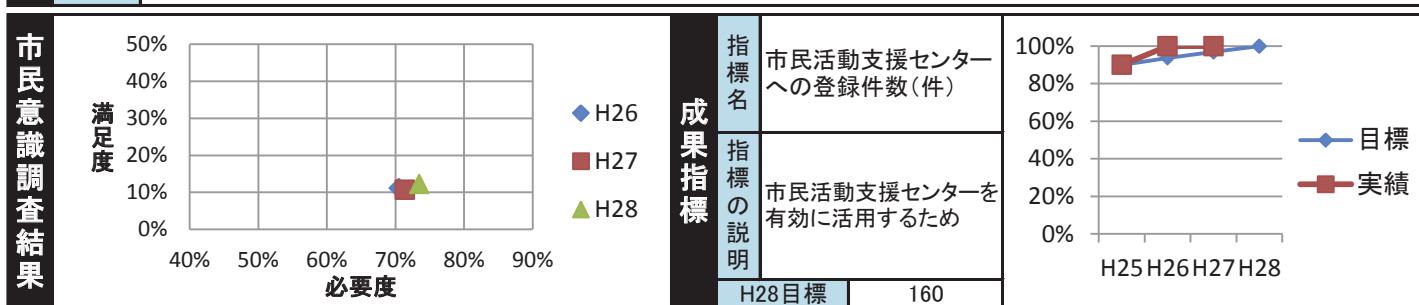
政策名等	コード	名称	担当部署	コード	名称	連絡先
	63	地域活動や地域産業などの担い手が育ち、活躍するまちづくり		040700	企画振興部地域づくり推進課	0595-22-9639
施策	6301 市民活動支援機能等の充実	評価責任者・役職名	企画振興部 部長 藤岡 淳次			
再生の視点(何を、どうする)	<ul style="list-style-type: none"> <li>中間支援をミッションとする団体の育成を図ることにより、多様な主体が協働・連携し市民活動の支援を行う社会をめざします。</li> </ul>					
施策の方向	地域福祉、子どもの健全育成、自主防災、地域防犯、環境美化、景観づくりなど、地域のさまざまな課題を解決するため、市民活動支援に関する総合的な窓口として支援体制の構築を図ります。					
指標	成果指標名	指標の説明	現状値 (平成25年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	市民活動支援センターへの登録件数(件)	市民活動支援センターを有効に活用するため	144	目標 150	155	160
	平成26年度	平成27年度				
前年度の取組内容と残された課題	<p>(平成25年度の取組内容と残された課題)          指定管理者が持つ実績やノウハウを管理運営に活かし、創意工夫による管理運営を推進することで、サービスの向上や管理コストの削減が期待できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理者が今まで培ってきたノウハウやネットワークを活かし、市民活動の支援を行いました。(利用者数は増加しています)</li> <li>市民活動支援センター登録者による、ゆめぼりすセンター運営委員会を設置し情報共有などを行いました。</li> <li>指定管理者とのミーティング(モニタリング)を定期的に開催しました。</li> </ul>					
改善・取組方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年度から市民活動支援センターは、NPO法人市民福祉ネットワークみえが指定管理者となり、センターの運営管理を行っており、限られた予算の中で、今まで培ってきたノウハウやネットワークを活用し市民活動の支援を行います。</li> <li>指定管理者制度を導入したため、モニタリング調査を実施し、サービスの向上に努めます。</li> <li>引き続き、指定管理者による市民活動団体の支援を行います。</li> <li>ゆめぼりすセンター運営委員会のメンバーとともに、中間支援団体の設立を進めます。</li> </ul>					
改善ポイントと具体的な取組						



## 平成28年度施策評価シート

基本情報	コード	名称	担当部署	コード	名称	連絡先
	政策名等 63	地域活動や地域産業などの担い手が育ち、活躍するまちづくり	担当部署 040700	企画振興部地域づくり推進課	連絡先 0595-22-9639	
	施策 6301	市民活動支援機能等の充実	評価責任者・役職名	企画振興部 部長 藤岡 淳次		

- 中間支援をミッションとする団体の育成を図ることにより、多様な主体が協働・連携し市民活動の支援を行う社会をめざします。



改善・取組方向	平成26年度	平成27年度	平成28年度
前年度の取組内容と残された課題	(平成25年度の取組内容と残された課題) 指定管理者が持つ実績やノウハウを管理運営に活かし、創意工夫による管理運営を推進することで、サービスの向上や管理コストの削減が期待できます。	(平成26年度の取組内容と残された課題) ・平成26年度から市民活動支援センターは、NPO法人市民福祉ネットワークみえが指定管理者となり、センターの運営管理を行いました。  ・指定管理者が今まで培ってきたノウハウやネットワークを活かし、市民活動の支援を行いました(利用者数は増加しています)。  ・市民活動支援センター登録者による、ゆめぼりすセンター運営委員会を設置し、情報共有などを行いました。  ・指定管理者とのミーティング(モニタリング)を定期的に開催しました。	(平成27年度の取組内容と残された課題) ・指定管理者が今まで培ってきたノウハウやネットワークを活かし、市民活動の支援を行いました(利用者数は増加しています)。  ・ゆめぼりすセンター運営委員会を設置し、ゆめぼりすセンターの運営会議や情報共有などを行いました。  ・指定管理者とのミーティング(モニタリング)を定期的に開催しました。

改善ポイントと具体的な取組	平成26年度から市民活動支援センターは、NPO法人市民福祉ネットワークみえが指定管理者となり、センターの運営管理を行っており、限られた予算の中で、今まで培ってきたノウハウやネットワークを活用し市民活動の支援を行います。  ・指定管理者制度を導入したため、モニタリング調査を実施し、サービスの向上に努めます。	・引き続き、指定管理者による市民活動団体の支援を行います。  ・ゆめぼりすセンター運営委員会のメンバーとともに、中間支援団体の設立を進めます。	・総合的窓口支援の充実を図り、引き続き、指定管理者による市民活動団体の支援を行います。  ・ゆめぼりすセンター運営委員会のメンバーとともに、中間支援団体の設立を進めます。

中間総括	<p>第1次再生計画期間全体を総括して</p> <p>市民活動支援センターに対する利用者数は増加していますが、継続して指定管理者が今まで培ってきたノウハウやネットワークを活かし、市民活動の支援を行う必要があります。</p>
第2次再生計画(仮称)への課題、対応について	<p>市民活動支援センター等と他の市民活動を支援する機関との協働・連携を推進する必要があります。</p>

**平成 29 年度**

**伊賀市ゆめぽりすセンター指定管理**

**事業計画書**

**特定非営利活動法人 伊賀市民会議所**

<b>1 運営管理の理念及び方針</b>	1
<b>2 運営管理体制</b>	3
1 運営管理の総合的な基本方針について	
2 人員の確保及び採用に関する基本方針について	
3 職員の雇用形態及び勤務形態について	
4 障害者差別解消法の施行に伴う差別を解消するための措置の実施について	
5 職員の資質向上・職員研修方針及びその具体的な方法と昨今の状況に関する留意点について	
<b>3 住民自治活動などの普及、啓発及び情報収集・発信に関する業務について</b>	8
1 各種団体のネットワークづくり	
2 住民自治活動等市民活動に関する情報の受発信及び技術の向上	
3 住民自治活動等市民活動の促進に関する業務	
4 住民自治活動などに関する相談及び指定管理業務における専門分野の指導業務	
<b>4 施設の利用に関する業務について</b>	10
1 センターの認知度向上・利用促進	
2 市民サービスについて	
3 センターの視察・見学の対応	
<b>5 施設の安全確保と環境整備等について</b>	11
<b>6 危機管理体制について</b>	12
I. 個人情報の保護及び処置について	
II. 災害時及び一般事故の対応について	
<b>7 自主事業について</b>	14

## 1 管理運営の理念及び方針

---

### (理念)

特定非営利活動法人伊賀市民会議所は、「伊賀市及び隣接周辺地域の市民並びに当該地域で活動する市民活動団体等に対して、活動支援に関する事業を行うとともに公論創出の場づくりを行い、もって市民活動の推進に寄与すること」を目的とし設立した法人であって、「ひとりも不幸な人を生み出さない地域社会を築きたい」「すべての生命が尊重され、自立・共存する者としてそれぞれがその無限の可能性を発揮できる社会を築きたい」という理念を構成員で共有する団体です。

今回、伊賀市ゆめぽりすセンター指定管理の事業計画を作成するにあたり、この私たち団体の共有理念を基に、「市民、行政及び事業者が連携協力したまちづくりを推進し、並びに住民自治活動などを支援するためセンターを設置する。」と\*条例で定められた設置目的に沿った事業推進を果たします。

\*伊賀市ゆめぽりすセンターの設置及び管理に関する条例第2条

### (方針)

上記理念と伊賀市ゆめぽりすセンターの設置目的を融合させ、指定管理業務に携わることによって実現していくこと、その目指す将来像は、主権を持つ市民ひとりひとりが、自分たちの地域を自分たちで責任を持ち、市民自らが地域を治めるまちをつくる、そのような伊賀市になっていくことであると考えます。

伊賀市自治基本条例の基本理念の第一に掲げられた「補完性の原則に基づき、市民自身あるいは地域が自らの責任のもと、まちづくりの決定や実行を行うとともに、市は、これらの活動を支援し、また、市自らも改革を進めるなど、市民が主体となり地域の個性が生きた自治を形成する。(第3条1項)」ことが、まさに先に述べた「将来像」であると改めてここに確認するとともに、この意志のもとに活動する市民を支援し、それら市民の共同体・市民団体と協働し、市民主体の地域づくりと共に歩むことを私たちの管理運営の基本方針とします。

特定非営利活動法人伊賀市民会議所（以下、「当団体」という）設立に参画した市民は、伊賀市住民自治協議会、伊賀市地区市民センターの実務に精通し、市民公益活動の実践者であり、また企業経営者や過去に公務員として行政の現場にも携わった各方面的伊賀市民であり、これから伊賀市、地域づくりについても取り組みの本質を現場で体感しながら実践を続けるメンバーで構成されています。また、それぞれの活動分野での人的関係、団体間の信頼と協働の関係から、市内外に広がる人的ネットワークを常時有しています。

当団体各構成員は常日頃より利用者としてセンターに関わり、センター職員と直に業務や実務、支援活動における課題等を現場に即して把握しています。これに加えて、指定管理初年度の平成26年度より前指定管理者の設置した「伊賀市ゆめぽりすセンター運営委員会」の委員として、センター実務の実態を細かく認識する機会に臨み、それを基にあらゆる角度からゆめぽりすセンター業務、市民活動支援センター業務のあり方について論議し、市の定めたセンター機能と現状の問題点について「提言書」として取り

まとめも行ったメンバーです。

伊賀市ゆめぼりすセンター指定管理業務を実際に推進していく、実務に即した基本方針の第一としては、先ず、センター業務のすべての段階において、利用者（会議室等施設利用者及び市民活動支援機能の利用者）の平等な利用を確保し、公正な対応に努めることを考えます。先に述べた当団体の特色と能力を最大限に活用することにより、更なるセンター業務のサービス向上を不断の努力をもって図ります。利用者の納得、喜びにつながる感動も共有しながら日々を学びの実践地として市民の自発的活動の支えに徹します。

ゆめぼりすセンターは、平成9年9月、鉄筋コンクリート造2階建・延床面積1,149.42m<sup>2</sup>、主要用途＝集会場として伊賀市が建設した施設で、当初は「市民がいきいきと活動するための拠点として、さまざまな機能を備えた交流施設」としてスタートしました。設置から10年が経過した平成19年9月1日、伊賀市市民活動支援センターを移設し、「市民、行政及び事業者が連携協力したまちづくりを推進し、並びに住民自治活動などを支援するための施設」として位置づけられ、まさに住民自治活動・市民活動の拠点として、市の中間支援センター機能を有する複合施設となりました。

来年度平成29年には建築後20年を経過する施設であり、市民活動支援センター移設後10年もある、まさに節目の年と言えます。消防法上、収容人数1,147人規模の甲種防火対象物として管理されるゆめぼりすセンターは、会議室利用者数は安定して多く、年平均41,648人となっています（平成16年度から平成27年度までの、11年間の実績平均値）。これ以外の来館者である、NPO等、情報交流スペース利用の活動市民及び市民活動相談者なども、直前3年間の実績値として、平成25年～平成27年がそれぞれ年間933人、1,886人、2,104人となっており、近年来館利用者は増加傾向にあります。

施設の経年と来館者の傾向に基づき、建築物としてのハード面及び、支援センター機能（市民活動の中間支援機能）というソフト面の展開も含め、これらを総合して判断すると「公の施設としての適切な維持」が、大変重要な段階に入ることを認識しなければならない時期であると考えます。

日常、月次、四半期、年間の点検には、現場で勤務する職員と施設保守契約の専門員（業者）が連携して維持・管理にあたっていますが、異常の早期発見や設備の経年劣化状況と改修、修繕のありかたの検討等、既述の通り、適切な管理について新たな検討が必要と考えられるため、当団体のネットワークの活用も視野に入れ、日常点検を行う現場職員と一緒にになって維持管理計画会議（仮称）を組織内で定期的に開催し、計画的な維持修繕・管理を実施します。

経費の縮減については、センター機能のサービス低下につながるもの、施設の安全性を脅かす可能性のあるもの及び人間の豊かさ・幸せに反するコスト削減かどうかを厳しくチェックし、このような縮減策は行わず、NPOや市民および市民活動グループと連携し、互いのプラスになる共同行為により結果的に経費低減になる試案も検討し、実施します。

今回の指定管理期間 3 年間を通して、市は私たち民間団体によるセンター運営の手法を活用することにより、その制度導入による目的である「民間参入を推進しその知識や技術を活用することで、サービスの向上や管理経費の削減等」を図り、当団体はその中で施設の安全な管理、利用者の公平・平等な管理運営を基本に、市民活動支援センター機能を「自然との共生、各地域資源の有効な活用をもって循環型共生地域の形成」を目指す市民および市民団体との協働及びその活動支援を行うとともに「活発な情報共有を徹底して進め、市民の情報活用能力の向上に寄与」する方針を明確にし、支援業務を開します。

そして先に述べました「補完性の原則に基づく市民の自治」を含む、伊賀市自治基本条例の 3 つの基本理念に向かって進む市民が、自覚し、主体となって活動・活躍する地域づくり、伊賀市の市民自治に寄与し、それら市民を支援し、また、共に学ぶ地域社会の一員として業務を通じて活動できることが当団体に結集した構成員の活動趣旨でもあることを認識し、事業推進にあたります。

地方自治法 第 244 条に定められた「公の施設」と、その指定管理者として施設の管理・運営及び維持管理等、安全安心で且つ適切なサービスの提供を実現するためには、同法の立法趣旨を理解し、指定管理者制度の概要、必要な知識や能力をはじめ、この制度の原理原則、総合的な能力を組織として有しておく必要があると考えます。

このため本年、当団体会員兼理事の 2 名を公共施設マネジャー能力認定講習会（一般社団法人指定管理者協会主催）を受講させ、公共施設マネジャー(PFM)能力認定者として組織内に有資格者を確保しました（うち 1 名はセンター業務従事者）。

指定管理者導入の制度趣旨を、センター職員とともに学び、理解した上で、伊賀市民の一員としてこれら自らが定めた方針を実践するため、業務に関連するスキルアップを計画的に行い、利用者へのきめ細やかな対応に加え、市民活動分野での専門的支援体制の向上を図り、結果として指定管理者制度導入の目的を果たし、成果につなげられるよう鋭意努力します。

## 2. 運営管理体制

---

### 1 運営管理実務の総合的な基本方針について

- ①伊賀市ゆめぽりすセンター指定管理者募集要項（平成 28 年 9 月）に記載された内容を把握し、対象施設の設置目的、及び指定管理者が行う業務について現場職員と共に認識を図り、遵守します。
- ②センターの設置及び管理に関する条例及び関係法令等について現場職員と共に認識を図り、遵守します。
- ③伊賀市ゆめぽりすセンターの指定管理者の仕様書 7 業務内容（1）施設の運営に関すること及び、（2）伊賀市市民活動支援センターに関することに明記された各

項目を確実に達成します。

これに加え、伊賀市ホームページ「ゆめぽりすセンター市民活動支援事業のご案内」に掲載されている、「支援センターの機能」のうち、伊賀市ゆめぽりすセンターの指定管理者の仕様書に記されていない機能の実施方法について検討します。当事業計画の方針に記した業務推進に密接に関連するものから取り組み、管理運営の新たな展開をつくりたいと考えています。

※以下、伊賀市ホームページより転載

#### **【支援センターの機能として】**

これからは、次の機能を兼ね備えたものにしていきたいと考えています。

- ・ 住民自治活動への支援機能
- ・ 情報収集・提供機能
- ・ 総合的窓口機能
- ・ 場や機材の提供機能
- ・ コミュニティ・ビジネス支援機能
- ・ 財政支援機能
- ・ 災害時情報ネットワーク機能
- ・ 人材育成機能と人材派遣機能
- ・ 調査・研究・提案機能
- ・ 団体等活動評価機能

※上記「機能」は、平成16年12月に報告された「伊賀市市民活動支援センター設置に関する報告書」で提案された諸機能と同様です。

※平成28年8月「伊賀市ゆめぽりすセンターに関する提言（建議）」参照。

- ④当団体が持つ創造性と地域社会のあり方・豊かさについての理念に基づく対応、豊富な経験、人材、地域に根差す人的資源の深さを活用することにより、利用者サービスの向上と活動支援内容の深化を図り、もって地域をつくる自立した市民の増加と活躍の機会を増大させます。
- ⑤当団体の多様な人材と人的ネットワーク及びこれまでのセンター登録団体との交流関係を生かし、双方のプラスにつながる経費の縮減策を図ります。
- ⑥人材育成の充実を促進します。
- ⑦各地域の地区市民センターやその他関連組織と連携をとり、業務の効率向上及び相乗的な効果の実現を図ります。

- ⑧市内外の公共機関及び市民活動支援組織との連携強化、情報の共有を図り、中間支援団体としてのサービス向上を図ります。
- ⑨国や県、NPO 団体などから情報を遅滞なく収集し、市民に発信するとともに、市内から得た情報を有効に市外に発信します。
- ⑩伊賀市ゆめぼりすセンター運営委員会の運営と、そこで得られた意見を速やかにセンターのより良い運営に反映します。
- ⑪第 2 次伊賀市総合計画及び、平成 29 年に策定される第 2 次再生計画を構成する政策、施策を把握し、ゆめぼりすセンター及び市民活動支援センター機能に密接に関連する施策をセンター業務と関連付け運営管理するため「施策評価シート センター業務関連施策の抜粋」表を作成します。その上で各施策評価シートと共に日常業務と照らし合わせながら、事業推進を図ります。

※以下は平成 28 年度の段階でセンター業務と関連する施策です（参考まで）。

- A 6301 市民活動支援機能の充実
  - 3603 市民公益活動団体等の基盤強化支援
  - 3602 コミュニティビジネスの中間支援
- B 6403 住民自治協議会の支援体制づくり
  - 6404 自治センター化の体制づくり
  - 6402 協働によるまちづくりの推進
- C 6401 協働意識の醸成
  - 6302 地域の人材育成の促進

※詳細は別表「施策評価シート センター業務関連施設の抜粋」及び各施策評価シート参照。

- ※A は、直接関連があり、センター業務としても重要かつ日常的なもの  
B は施策推進は市が中心となって行うが、センターにおいても適切に協調、協働することにより、より良き効果が図れるもの  
C 地域づくり推進課以外の担当部署の施策であるが、施策の内容及び方向がセンターで取り組む業務と関連が深いもの

## 2 人員の確保及び採用に関する基本方針について

職員採用においては、職務内容を鑑み伊賀市の住民を採用することを原則とします。（但し、該当者がいない場合、近郊からの採用を行います）。

### ①常勤職員について

現職員の継続的雇用を原則とします。基本的な管理業務・利用者サービスにおいて

不安のない運営と、昨年度からの継続及び新たに取り組むべき市民活動支援業務において円滑に進めることができることを期待できるからです。

#### ②非常勤職員について

事業実施を円滑に行うため、当団体または団体のネットワークから人材を有効に活用します

### 3 職員の雇用形態及び勤務形態について

- ・公共施設マネジャー(PFM)能力認定者をセンター長として1名を置き、全体の運営管理の責務を担わせます。
- ・常勤職員は3名とします(1年契約、但し必要に応じて継続する)。
- ・市民活動支援を直接担当する職員としてセンター長及び常勤職員1名をこれに充てます。
- ・経理1名(当団体の経理担当者を顧問として充てる)。

※運営管理の充実を期し、無給非常勤職員として当団体理事を必要に応じて適時配属します(センター長を除く9名)。

※環境整備や清掃等において可能な範囲で委託職員を配置し、直接センター契約職員として業務にあたり、外注費等経費削減に努めます。

### 4 障害者差別解消法の施行に伴う差別を解消するための措置の実施について

本年4月から同法の施行に伴い、市に「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」が義務付けられ、指定管理者として同法の趣旨の理解と、施設利用者への適法な対応が求められています。さらに私たちはこの件に関して、事前の改善措置・環境整備も視野に入れ、組織内研修をするため、資料として内閣府ホームページで公開されている合理的配慮等具体例データ集「合理的配慮サーチ」を活用し、職員研修を実施します。また、発達障害、精神障害の当事者及び家族会の団体からの意見も具体的に聞き、センター管理に携わる人員の、幅広い思慮の形成につなげます。

### 5 職員の資質向上・職員研修方針及びその具体的な方法と昨今の状況に関する留意点について

ゆめぽりすセンター及び市民活動支援センターに関わる職員は、公の施設の管理・運営を担う者であり、施設の利用承認等使用許可等、「行政庁の処分」を行う立場でもあり、多様な利用者の平等な利用を確保しなければならないと考えます。

センターは、会議・講演会参加者及び主催団体の世話役等、日常的に高齢者、障害者、外国人、子どもたち等々様々な利用者がそれぞれの目的、役割に応じた来館があります。また「公の施設」として利用者の不当な差別的取扱いの禁止は論ずるまでも

なく、当然これが常時保障されなければなりませんが、同時にそのように法で定められた施設であるならば、センター内にあらゆる差別的なことがないだけでなく、むしろセンター職員、指定管理者団体として、社会に現存するあらゆる差別を、なくしていくことに積極的な行動をとるべきと考えます。

昨今、ヘイトスピーチの問題やインターネット上の匿名化された差別の拡大・再生産、女性差別への無理解並びにパワーハラスメント等々、いたるところで人権侵害が起こっている状況があるので、これら問題を正しく認識するため人権研修を実施し、人権問題に職員各自が取り組む主体となるよう、貧困世帯や子どもの心の問題のほか社会の最新の問題についても共有・意見交換し、お互いの知見の向上につなげます。

各利用者に対する対面的な接客、電話・メールによる問い合わせ及び施設予約における公平、確実な対応はもちろん、ゆめぱりすセンターと接点をもった方々が、いつでも機会があれば利用したい気持ちになるような利用者とセンターの関係を、職員及び当団体を通じて、持って頂けるよう確実かつ臨機応変な接遇を念頭に置き、「公の施設の管理運営従事者」として、原則的に身に着けておく知識について公共施設マネジャー(PFM)能力認定者を中心にセンター内研修にてスキルアップを図ります。

また、施設内の表示・案内等についてもどのような立場、身体的状況の方にも理解しやすいようユニバーサルデザインの視点をもって情報の受発信その他の工夫についてセンター内研修も実施しながら共通認識を高め、職員の自発的意識を高め、多様な利用者の利便性を図り、よってそれに触れる他の利用者への問題意識の喚起も図ります。

市民活動相談を担当し、中間支援の実務に携わる職員は、様々な市民の活動に関する知識を幅広く持ち、且つそれらの情報、関連する行政や関連団体の動き等について最新情報を自らキャッチする必要があります。そしてこれら必要とされる内容について、組織内で協議の上適切な人選を行い、研修・勉強会等への積極的な参加及び審議会等への参画等によって知見を深め、その結果を当団体とセンター職員に伝え共有を図り、直接活動支援に当たる担当とそれを後方で支える職員の連携を図り、組織全体として支援能力の向上を果たせるよう人材の育成に努めます。

市民活動の現場を取り巻く昨今の状況として、平成27年10月16日さいたま市議会における「さいたま市市民活動サポートセンター条例」改正に関する一連の問題や、公民館・市民会館・市民センター等における市民活動団体の活動発表や掲示物に対する「掲示させない圧力」や、いわゆる「自主規制」など、表現の自由に反する対応等々過去に比して非常に問題が多くなっている現実があり、地方公共団体直営・指定管理導入を問わず、現場対応の混乱が増大している状況です。

当団体では昨年11月、さいたま市での、条例改正による指定管理廃止問題発生直後、この問題に関連する研修会に理事2名を派遣し、特定非営利活動促進法と市民活動、政治活動の問題について内容の把握と中間支援団体としての適性な対応、適法な

業務について把握に努めました。

昨今の時代背景から惹起されるこれら市民活動に直接関わる問題に対し、公正且つ適切、適法な対応が窓口で出来るよう日常的に情報の収集と更新に努め、具体的な対応について上記研修修了者等が主催するセンター内研修を行い、対応方針等については伊賀市担当部署とも協議し共通認識の醸成を図ります。

※尚、「地方自治法第 244 条 第 2 項 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。同条 第 3 項 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。」に示された利用許可の平等、不当な差別的取扱いの禁止原則にも関わらず使用許可をしない場合とは、伊賀市ゆめぼりすセンターの設置及び管理に関する条例第 7 条各号に該当する場合とし、その根拠として「公の秩序を乱すおそれ」がある場合の最高裁判所の判例、泉佐野市民会館事件【最高裁 1995 年（平成 7 年）3 月 7 日第三小法廷判決】及び上尾市福祉会館事件【最高裁 1996 年（平成 8 年）3 月 15 日第二小法廷判決】等にも示されている、憲法 21 条の趣旨に反しない判断が必要と考えています。

### **3. 住民自治活動などの普及、啓発及び情報収集・発信に関する業務について**

---

#### **1 各種団体のネットワークづくり**

##### **①異なる団体の連携について**

住民自治活動、N P O 等の各活動支援において、他団体との連携が各々の活動の展開を進展させるために効果的な場合、適時コーディネートを促し、地域活動の活性化を図ります。

- ・ 地域課題について、複数の住民自治協議会間で共通する課題、解決や対処について協働して取り組む必要のある問題について、各住民自治協議会役職員間をつなぎ、人的連携を図る役割を果たします。
- ・ 地域内外を問わず、協働することにより活動展開が期待される活動については、相談時に他団体の参画について打診し、協働促進を図り、市民活動の裾野を広げます。
- ・ 子育て支援ネットワーク会議も継続して運営し、更に子育て支援団体同士の意思疎通、協力関係をはかるとともに、子育て・教育以外の活動主目的の市民活動団体の事業と協働を推進し、市民活動の広がりを進めます。
- ・ 住民自治協議会推進者の連絡協議会

従来よりセンターにて開催してきた自治活動推進の研修交流会を発展・継続させ、住民自治協議会や自治会役職員及び民間団体における自治の研究、推進を団体の活動目的にする団体との連携を図り、自治の内実を掘り下げ、住民が望む自治のあり方を探り、自主・自立した地域の自治推進につなげていきます。

## 2 住民自治活動等市民活動に関する情報の受発信及び技術の向上

※情報の受発信は、個人情報の守秘義務の厳守、誹謗中傷への配慮、公正中立な立場の厳守を基本に行います。

- ①市民活動に関する情報を広く収集し、必要なものを適時発信します。
- ②センターの認知度向上・利用促進に関することを厳正に実施かつ確実に実施します。
- ③みえ市民活動ボランティアセンターが実施する「M ナビ」への情報提供を行うとともに、県域の市民活動支援に協力し、三重県が実施する県域を対象とした市民活動施策に対する積極的な協力をします。

## 3 住民自治活動等市民活動の促進に関する業務

- ①中間支援の基礎として、非営利活動団体および市民の相談業務をできる限り丁寧に行い、活動展開につながる支援はできる限り積極的に対応し、センターが活動相談の拠点と認識していただけるような業務であるよう努めます。
- ②地域課題の問題点を認識し、解決に動き始めた人材に対する支援を適時行い、今後の人材発掘、育成につなげます。
- ③住民自治活動の組織強化に向けた支援活動と自治活動推進のための研修会「伊賀の自治 連絡協議会（仮称）」等のネットワークを活用し、地域ごとの課題や先進的取組み、実例等他地域の参考になる事例を整理し、自治協間で情報共有できる仕組みをつくり、センター機能への信頼を高めます。  
地域まちづくり計画の見直し、進捗管理の手法や自治センター化へ向けた自治協の取組みに対して、現場でその活動に取り組む役職員、担当者の考え方を把握し、必要な支援について意見交換し、真に必要な研修について策定、実施します。

## 4 住民自治活動などに関する相談及び指定管理業務における専門分野の指導業務

- ①相談専門員を常設します。

②分野別の専門員を配置する…非常勤職員としてセンター指定管理運営全般に関連する業務の専門分野について常勤職員からの相談および業務の指導にあたります。

### ③まちづくり相談員の設置

自治活動及び市民公益活動を支援する上で必要とされる分野の専門職に働きかけ、まちづくり相談員として登録して頂き、その専門的知識を活用して当センターの中間支援機能強化を図ります。

## 4. 施設の利用に関する業務について

---

### 1 センターの認知度向上・利用促進

#### ①認知度向上について

市民活動支援センター機能の市民への認知について未だ不十分との声も多くある現状のため、従来からの業務にこの視点を加味して、認知度向上を図ります。

- ・住民自治協議会、地区市民センター、公民館、地縁組織等との連携を密にし、情報の共有を行います。
- ・フェイスブック、ブログ、メールマガジン等を活用し、利用者たる非営利活動団体にもその活用を促します。場合に応じて開設、運用指導します。
- ・各地域で開催されるイベントや会議等に職員が参加し、活動取材等、当団体のスタッフが市民活動団体の情報発信支援のため活動現場に立会いながら、いろいろな場面においてセンターの紹介及び機能の案内を行い、認知度の向上を図ります。

#### ②利用促進について

- ・センター利用相談時に、市民活動団体として登録できる活動については、積極的に団体登録を促し、新規のセンター利用者の輪を広げます。
- ・センターで開催されるイベント等をセンターBlogに掲載し、定期的にメールマガジンでも配信し、一般市民の参加を促進します。気軽に利用できるセンターのPRに今後も努めます。
- ・営利・非営利を問わず、利用者の利便性を常に追求し、その向上を図り、新規からリターン、定期利用者につなげていけるよう努めます。
- ・伊賀市ゆめぽりすセンター運営委員会の運営にあたり、多様な意見を取り入れます。
- ・機能性や利便性の更なる向上と、快適で清潔な環境の提供を常に心がけます。

### 2 市民サービスについて

#### ①利用者の声の把握について

- ・アンケート箱を置いて、利用者が気軽に意見等を出せる環境をつくります。
- ・伊賀市ゆめぽりすセンター運営委員会で意見を聞き運営に活用します。
- ・SNSなど、情報発信の活用と情報に触れる機会の創出を常に考えます。
- ・積極的にセンターを出て利用者の声に耳を傾けます。

#### ②利用者の声の反映方法について

- ・毎月の運営会議時に改善要望等を発表し対応を協議します。
- ・市民から集まった声をまとめ、運営委員会に提示し意見を求めます。

### 3 センターの視察・見学の対応

センターの認知度向上と他地域団体等との交流を図るため積極的に視察対応し、指定管理業務・中間支援に関する講座等要望及びセンターPRの可能性ある打診については適時受け入れ対応します。視察・研修、出前講座等説明資料として、昨年度作成した伊賀市ゆめぽりすセンターの業務・運営プレゼン用のパワーポイント資料を隨時更新します。

### 5. 施設の安全確保と環境整備等について

---

事故の未然防止措置及び、万一の事故発生時の危機管理については、施設管理上の最重点課題と位置づけ、施設内の巡回（毎日）、施設・設備の日常点検と清掃業務担当者からの異常有無情報の交換等、日常点検表への安全記録を義務付け、当団体の設置する安全衛生会議（仮称、毎月開催予定）にて点検状況、施設管理上気のついた点等について現場職員から意見を聞き、組織内全体で状況を把握します。

施設内外の利用者に注意を促す必要のある個所の掲示版の設置など総点検し、ユニバーサルデザインの表示を採用し掲示します。

危機管理体制上火災及び地震等自然災害発生時の対応として、現行の危機管理マニュアルの把握、更新を上記安全衛生会議（仮称）にて行うものとしますが、平均的に常勤職員が2名もしくは1名の体制が多くならざるを得ない状況が予測されるため、特に単独勤務時の心得、緊急事態発生の際の手順について、来館者の人数、傾向（高齢者、子ども、障害者、外国人等）を考慮し、職員間にて事前にシミュレーションすることにより少人数勤務時の緊急対応に備える必要があると考えています。

①避難誘導 ②負傷者の確認、応急措置 ③初期消火（火災時）という緊急時初期対応は、夜間単独勤務時など一人で同時に対応できないため、利用回数の多い伊賀市各課の担当者の方や、民間利用者でも来館経験の豊富な方、団体等の利用がある場合について、避難誘導等緊急時の利用者の協力も得られるよう普段から準備できる体制づくりを検討します（市とも協議の上可能な範囲の確認とその範囲内の館内の掲示）。同時に緊急時体制の対応について近接する「ゆめドームうえの」とも、万が一の

場合に緊急のやり取りがスムーズにできるよう現場サイドでのコミュニケーションを図ります。

- ①利用者、来館者が気持ちよく、安心して利用できるよう、施設内外の衛生管理並びに清掃を行い、清潔感ある施設環境を整えます。
- ②施設周辺及び噴水公園周辺の樹木の剪定、消毒及び除草を行い、環境美化と防火・防災に務めます。
- ③市民や地域の団体と連携し、より良い環境づくりのための意見を伺い、利用者からの目線による周辺環境維持・整備の改善策に努めます。

## 6. 危機管理体制について

---

### I. 個人情報の保護及び処置について

当団体は「個人情報相談窓口」を設置し、市民からの個人情報に関するお問い合わせや苦情に対して、適切かつ誠実、迅速に対応します。保有している個人情報については、ご本人から開示、訂正、削除及び利用停止の要請を受け付け、合理的に対処します。

#### 1 個人情報保護対策について

##### ① 法令・規範の遵守

個人情報の取り扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を、常に最新状態に維持するとともにこれを遵守します。

##### ② 適切な情報管理の徹底

個人情報の管理者を任命し、個人情報の不正利用・紛失・破壊・改ざん、および漏えいに対し適切な予防ならびに是正に関する措置を講じます。また、すべての就労者に対し「個人情報の取り扱い」についての教育訓練を行い、適切な管理に取り組みます。尚、団体情報についても個人情報と同列におき、管理対象とします。

##### ③ 取得目的と範囲

個人情報を預かりする際には、その取得目的を明らかにして、必要な範囲で取得します。

##### ④ 取得目的範囲での利用

本人または団体代表の方等の同意を得た取得目的の範囲あるいは法令・規範に基づく要請の範囲を越えた利用、提供、取り扱いの委託は行いません。

##### ⑤ 利用等の制限と管理

保有する個人情報を守秘し、同意を得た利用目的の範囲あるいは法令・規範に基づく要請の範囲を越える取り扱いをおこなわないよう、適切に管理します。同意を得た利用目的の範囲に基づき、関係機関と個人情報の授受をおこなう場合には、厳格な管理の下で取り扱うよう、当団体が監理します。

## II. 災害時及び一般事故の対応について

### ① 事故防止への取り組み

- ・ 公共施設での事故防止への取り組みについて、過去の実例を題材に組織内「安全衛生会議」にて研修会を実施します。  
初年度は埼玉県ふじみ野市立大井プール女児死亡事故や「指定管理者と事故一現状と課題（認定 NPO 法人まちばっと伊藤久雄氏）」など、指定管理施設の事故をまとめた報告書等を資料として組織内研修を行い、事故防止と万一発生時に備えます。
- ・ 危機管理マニュアルの更新
  - 1 火災発生時対応
  - 2 防犯・設備機器・避難経路
  - 3 地震発生時フローチャートその他必要と認めらるものにおいては、隨時適切に対応します。
- ・ 各対応マニュアルを更新し、責任者を配置します。
- ・ 市や関係機関、必要に応じ地域住民組織の防災部会等との連携を図ると共に、情報の収集及び共有を行います。
- ・ 関係機関への通報を適切且つ敏速に行います。

### ② 防災訓練の実施

- ア 火災や自然災害を想定した訓練を年 2 回実施します。
- イ 総合危機管理室、消防署と連携し、適切な訓練を行います。
- ウ 伊賀市や地域の防災訓練に積極的に参加します。
- エ 定期的な机上訓練の実施を行います。
- オ 避難場所の定期的確認(誘導経路等)を行います。
- カ 防災用具、備蓄品等の管理を徹底します。

## 7. 自主事業について

---

上記に記した市民活動並びにボランティア活動支援、地域住民組織活動支援や様々な社会資源との連携、広い意味での人材育成への取り組み等において、その目的達成のため有効な事業を自主事業として実施します。

### I 地域自治実践事業

地域課題を住民自らが把握し、その解決を目指すためにはそれぞれの地域に住み生活する市民自身の声、思いを根底にすることが重要です。自治組織、市民活動団体を問わず、各地域においてこれら課題に取り組んできた組織で活動する市民とともに情報、実践的活動の共有を行い、地域課題解決に向けた活動の更なる推進に有効な事業を行い、自立した住民自治を目指す市民のバックアップを行います。

### II 市民活動スタートアップ事業（再スタート含む）

新たな市民活動団体、新たなニーズは絶え間なく生じ、これら市民活動の芽を育むことは支援センターの重要な機能です。また市民活動団体は法人・任意団体を問わず、後継者、人員体制や活動資金獲得及び地域との関係等、活動を継続させる上の困難な問題を抱えています。当団体構成員の特色ある支援を活用し、スタート・再スタートの支援窓口を広げ、市民活動の活性化につなげたいと思います。

### III 子どもが主役のまちづくり事業

学習支援チーチャーとして、様々な特性をもった、就学前・小学校低学年の子どもたちの学習支援に取り組みながら、保護者へは子どもとのかかわり方のアドバイスも同時に実行、専門性を持った職員による活動が継続しています。

伊賀市で唯一高齢化率6%台の、子どもが増え若い世帯の多いこのゆめが丘を拠点に、保護者たちと一緒に、子どもが自発的にできる事を大切に見守り、親子にとって真に必要な「子育ち」への取り組みが子どもを支え育んでいく、そんなつながりを少しづつ地域社会に伝えていくことを想い、じっくり取り組んでいきます。

また、子育て支援者のネットワーク会議での勉強会を活用し、様々な活動者の発表の場としても利用してもらい、この分野での人的つながりを促進します。

### IV 世代間・地域間の多様性をお互いに知り、力を合わせる事業

伊賀市は上記のようなゆめが丘地区とは対照的に、山間エリアでは人口流出が止まらず、高齢化率も50%を超える地域も増えつつあります。また住民自治協議会をはじめ、自治活動の現場での若者の参画も未だ進んでいません。地域課題に取り組むため活動を始めた市民、団体も常に活動の停滞と闘っている状況と言っても過言ではないと思われます。自治組織と市民団体、若者と中高齢者、市街地と山間部、また隣接エリア同士の未連携等々、少しのきかっけで新たな人と人との組み合わせ、協働が図られれば地域活動の進め方もお互いの刺激になり、プラスになることがたくさんあると考えます。広義の市民公益活動が継続して、社会の変化に対応する活動により力を發揮し、地域社会にとってなくてはならない存在として活躍する支援としてこの事業を開します。

## 自主事業計画書 事業内訳書 (平成 29 年度)

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
地域自治実践事業	地域課題を住民自らが把握し、その解決を目指すためには、それぞれの地域に住み生活する市民自身の声、思いを根底にすることが重要です。自治組織、市民活動団体を問わず、各地域においてこれら課題に取り組んできた組織で活動する市民とともに情報、実践的活動の共有を行い、地域課題解決に向けた活動の更なる推進に有効な事業を行い、自立した住民自治を目指す市民のバックアップを行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治協役職員と行う準備会議 年間 8回</li> <li>・公開イベント予定 第4四半期 1回開催</li> </ul>
事業名	目的・内容等	実施時期・回数
市民活動スタートアップ事業(再スタート含む)	新たな市民活動団体、新たなニーズは絶え間なく生じ、これら市民活動の芽を育むことは支援センターの重要な機能です。また市民活動団体は法人・任意団体を問わず、後継者、人員体制や活動資金獲得及び地域との関係等、活動を継続させる上での困難な問題を抱えています。当団体構成員の特色ある支援を活用し、スタート・再スタートの支援窓口を広げ、市民活動の活性化につなげたいと思います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局支援 通年 2団体</li> <li>・「こんな支援が欲しかった!」活動サポート 通年 2団体</li> </ul> <p>※回数は支援内容による</p>
事業名	目的・内容等	実施時期・回数
子どもが主役のまちづくり事業(ゆめぽりす学習支援教室)	学習支援チューターとして、様々な特性をもった、就学前・小学校低学年の子どもたちの学習支援に取り組みながら、保護者へは子どもとのかかわり方のアドバイスも同時に行う、専門性を持った職員による活動が継続しています。 伊賀市で唯一高齢化率6%台の、子どもが増え、若い世帯の多いこのゆめが丘を拠点に、保護者たちと一緒に、子どもが自発的にできる事を大切に見守り、親子にとって真に必要な「子育ち」への取り組みが子どもを支え育んでいく、そんなつながりを少しづつ地域社会に伝えていくことを思い、じっくり取り組んでいきます。また、子育て支援者のネットワーク会議での勉強会を活用し、様々な活動者の発表の場としても利用してもらい、この分野での人的つながりを促進します。	学習支援 通年 年間 70回
事業名	目的・内容等	実施時期・回数
世代間・地域間の多様性をお互いに知り、力を合わせる事業	伊賀市は上記のようなゆめが丘地区とは対照的に、山間エリアでは人口流出が止まらず、高齢化率も50%を超える地域も増えつつあります。また住民自治協議会をはじめ、自治活動の現場での若者の参画も未だ進んでいません。地域課題に取り組むため活動を始めた市民、団体も常に活動の停滞と闘っている状況と言つても過言ではないと思われます。自治組織と市民団体、若者と中高齢者、市街地と山間部、また隣接エリア同士の未連携等々、少しのきかっけで新たな人と人との組み合わせ、協働が図れれば地域活動の進め方もお互いの刺激になり、プラスになることがたくさんあると考えます。広義の市民公益活動が継続して、社会の変化に対応する活動により力を發揮し、地域社会にとってなくてはならない存在として活躍する支援としてこの事業を展開します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公開イベント 上半期 1回 下半期 1回</li> <li>・調査、準備協議 上半期 ・ふりかえり会議と次年度へ向けたアピールのための作業 第4四半期 1回</li> </ul>

自主事業計画書（平成29年度）

事業名	① 募集対象 ② 募集人員 ③ 一人当たり参加費	自主事業予算額						円	
		総経費	収入		支出				
			委託料	参加費	講師謝金	材料費	その他		
地域自治実践事業	① 住民自治協・ ② 自治会 ③ 延べ60人 ④ 無料	30,000	0	0	0	30,000	0		
市民活動スタートアップ事業	① N P O、その他の団体 ② 年間4団体 ③ 無料	50,000	0	0	30,000	0	20,000		
子どもが主役のまちづくり事業	① 10歳未満の児童と保護者 ② 7組 ③ 無料	70,000	0	0	70,000	0	0		
世代間・地域間の多様性をお互いに知り、力を合わせる事業	① 市民全般 ② 延べ200人 ③ 平均300円	90,000	0	60,000	60,000	30,000	0		
年間合計		240,000	0	60,000	160,000	60,000	20,000		

# 伊賀市ゆめぼりすセンター収支計算書

平成29年度（2017年度）

		平成29年度（2017年度）			円
		ゆめぼりすセンター	支援センター	タウンセンター	合 計
事 業 収 入	貸館業務使用料	3,400,000			3,400,000
	印刷機使用料		1,800,000		1,800,000
	イベント参加料		60,000		60,000
	雑収入（公衆電話料金含む）	600			600
	収入合計	3,400,600	1,860,000	0	5,260,600

事 業 支 出	契約社員職員報酬	6,900,000			6,900,000
	法定福利費	605,000			605,000
	早朝及び時間外勤務手当	85,000			85,000
	交通費	232,000			232,000
	旅費	96,000			96,000
	事務用消耗品費		200,000		200,000
	自主事業研修費		240,000		240,000
	印刷製本費	59,000			59,000
	光熱水費	3,458,000		200,000	3,658,000
	修繕費	150,000			150,000
	通信運搬費	260,000			260,000
	システム等使用量	121,000			121,000
	リバーサー保守点検業務委託費	777,600			777,600
	空調設備保守点検業務委託費	748,000			748,000
	電気設備保安管理業務委託費	157,000			157,000
	消防設備保安点検業務委託費	170,100			170,100
	清掃業務委託料	405,000			405,000
	除草及び剪定業務委託料	293,000			293,000
	樹木等緑地管理委託料	120,000			120,000
	警備業務委託費	242,000			242,000
	機械器具借上料		1,207,440		1,207,440
	テレビ受信料	14,600			14,600
	消耗品費	79,860			79,860
	支出合計	14,973,160	1,647,440	200,000	16,820,600

収支差額		-11,560,000
------	--	-------------

# 伊賀市ゆめぱりすセンター収支計算書

平成29年度（2017年度）

単位 円

	科 目	金 額	備 考
事 業 収 入	貸館業務使用料	3,400,000	
	印刷機使用料	1,800,000	
	イベント参加料	60,000	200人×@300円
	雑収入（公衆電話料金等）	600	
	収入合計	5,260,600	

事 業 支 出	契約社員職員報酬	6,900,000	施設長兼管理役員1名 市民活動支援兼会館管理担当 1名 会館管理職員2名（月15日勤務） 清掃担当職員（250日×3H×@800）	2,400,000 1,500,000 2,400,000 600,000
	法定福利費	605,000		
	早朝及び時間外勤務手当	85,000	@850×1.25×80H/年間	85,000
	交通費	232,000	職員5名通勤手当	
	旅費	96,000	運営委員旅費@1500×8名×8回	
	事務用消耗品費	200,000	コピー用紙、ロール紙その他	
	自主事業研修費	240,000	講師者金160,000円、材料費60,000円、その他20,000円	
	印刷製本費	59,000	センター使用許可書印刷	
	光熱水費	3,658,000	電気使用料 都市ガス代 水道料金 下水道料金	1,384,000 1,764,000 347,000 163,000
	修繕費	150,000	1件10万円以下の施設及び備品修繕費用	
事 業 支 出	通信運搬費	260,000	NTT西日本電話料金 伊賀上野ケーブルテレビ 郵便切手等	181,000 73,600 5,400
	システム等使用量	121,000	公開無線LAN及び事務室ネットワーク保守PCセキュリティーサービス	
	エベーラー保守点検業務委託費	777,600		
	空調設備保守点検業務委託費	748,000		
	電気設備保安管理業務委託費	157,000		
	消防設備保安点検業務委託費	170,100	消防用設備点検 年1回　防火対象物定期点検 年1回	
	清掃業務委託料	405,000	フロア機械洗浄、トイレ洗浄・ワックス、ガラス両面洗剤洗浄等	
	除草及び剪定業務委託料	293,000	年2回の草刈りと低木剪定	
	樹木等緑地管理委託料	120,000	有償ボランティアの活用	
	警備業務委託費	242,000	機械警備	
	機械器具借上料	1,207,440	モノクロ30万枚×@1.08円+カラー14万枚×@6.264円+賃貸借料540円×12か月	
	テレビ受信料	14,600	NHK受信料（1台）	
	消耗品費	79,860	トイレットペーパー、清掃消耗品その他事務用以外の消耗品	
	支出合計	16,820,600		

収支差額	-11,560,000	
------	-------------	--

# 平成28年 委託業務一覧表

伊賀市ゆめぽりすセンター指定管理者

特定非営利活動法人市民福祉ネットワークみえ

## 業務委託内容

草刈り業務

樹木等緑地管理業務

警備業務

エレベーター保守点検業務

空調設備保守点検業務

電気設備保安管理業務

消防設備保安点検業務

清掃業務

## 平成28年度 修繕業務一覧表

伊賀市ゆめぽりすセンター指定管理者

特定非営利活動法人市民福祉ネットワークみえ

平成28年度	修繕業務内容	金額(円)
4月13日	無線LAN保守業務・基本保守契約 (ベーシックプランB)	97,200
7月15日	マカフィーセキュリティー 法人セキュリティ特別プラン	23,976
11月25日	電機設備修繕工事 (エントランス誘導灯バッテリー 取換等)	21,989
平成28年度合計		143,165

## 会議室有料（営利・非営利）・減免利用件数等実績表

2016（平成28）年度

伊賀市ゆめぼりすセンター指定管理者  
特定非営利活動法人市民福祉ネットワークみえ

月	営利	非営利	減免	件数計	来館 人数	使用料 円 (逆算)	実際の使用状況集計		申し込み（予約確定）時点集計									
							貸会議室			情報交流スペース 利用（無料）			利用料金収入（料金収受ベースによる集計）					
							使用区分（件数）		件数	人數	件数		現金	現金計	営利	非営利	合計	
4	32	50	42	124	2,882	352,290	24	150	28	128	156	106,270	258,520	364,790	67,800	25,060	92,860	457,650
5	32	45	43	120	2,302	266,730	24	205	19	55	74	88,500	105,960	194,460	0	7,800	7,800	202,260
6	27	62	62	151	3,482	394,440	29	221	36	89	125	166,420	202,610	369,030	16,920	3,000	19,920	388,950
7	42	47	64	153	3,947	440,355	26	221	23	94	117	84,555	182,460	267,015	0	12,600	12,600	279,615
8	28	41	58	127	3,344	369,940	26	232	32	141	173	128,540	321,700	450,240	0	24,000	24,000	474,240
9	28	54	64	146	2,098	304,805	32	180	31	71	102	108,195	141,260	249,455		30,060		279,515
10	29	58	66	153	3,878	286,780	30	191	23	77	100	63,350	116,880	180,230	16,920	9,600	26,520	206,750
11	40	63	61	164	3,895	355,770	27	195	36	50	86	158,550	181,250	339,800	0	6,000	6,000	345,800
12	32	62	50	144	3,032	358,490	32	258	22	90	112	119,020	231,580	350,600	0	21,650	21,650	372,250
1	17	29	69	115	3,018	218,950	39	257	18	78	96	65,850	225,640	291,490	3,000	31,300	34,300	325,790
2	22	45	50	117	2,260	398,940	30	171	17	68	85	86,970	125,180	212,150	0	13,000	13,000	225,150
3	18	48	62	128	2,469	189,480	30	184	52	70	122	120,860	128,200	249,060	212,250	68,820	281,070	530,130
年度計	347	604	691	###	36,607	3,936,970	349	2,465	337	###	1,348	1,297,080	2,221,240	3,518,320	316,890	252,890	539,720	4,088,100

上半期	189	299	333	821	18,055	2,128,560	161	1,209	169	578	747	682,480	1,212,510	1,894,990	84,720	102,520	187,240	2,082,230
下半期	158	305	358	821	18,552	1,808,410	188	1,256	168	433	601	614,600	1,008,730	1,623,330	232,170	150,370	382,540	2,005,870

## 施設使用料収入・印刷収入 月別年度別集計表

特定非営利活動法人市民福祉ネットワークみえ 指定管理期間

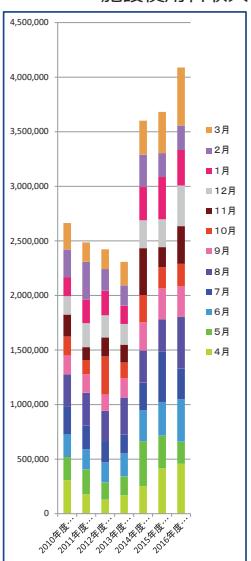
施設名 伊賀市ゆめぱりすセンター

2017年3月31日

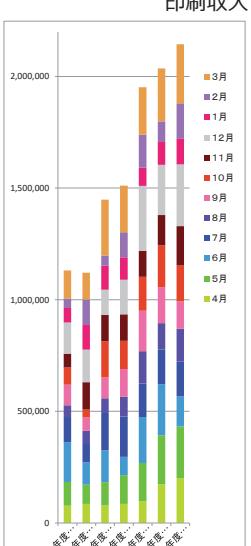
自2014（平成26）年4月1日～至2017（平成29）年3月31日

施設使用料収入

	2010年度 H.22	2011年度 H.23	2012年度 H.24	2013年度 H.25	2014年度 H.26	2015年度 H.27	2016年度 H.28	2010累計	2011累計	2012累計	2013累計	2014累計	2015累計	進捗対比	2016累計
4月	306,600	178,530	129,180	167,980	252,700	415,060	457,650	306,600	178,530	129,180	167,980	252,700	415,060	110%	457,650
5月	212,500	226,700	156,770	174,400	411,870	299,880	202,260	519,100	405,230	285,950	342,380	664,570	714,940	92%	659,910
6月	211,120	185,710	184,630	209,480	281,155	309,190	388,950	730,220	590,940	470,580	551,860	945,725	1,024,130	102%	1,048,860
7月	248,820	215,000	194,720	172,260	256,280	459,350	279,615	979,040	805,940	665,300	724,120	1,202,005	1,483,480	90%	1,328,475
8月	298,340	302,480	279,930	340,770	294,500	298,090	474,240	1,277,380	1,108,420	944,230	1,064,890	1,496,505	1,781,570	101%	1,802,715
9月	170,360	168,620	146,260	173,400	255,955	281,215	279,515	1,447,740	1,277,040	1,090,490	1,238,290	1,752,460	2,062,785	101%	2,082,230
10月	175,020	130,520	349,940	146,380	251,340	196,855	206,750	1,622,760	1,407,560	1,440,430	1,384,670	2,003,800	2,259,640	101%	2,288,980
11月	202,680	118,300	175,100	164,940	429,280	182,765	345,800	1,825,440	1,525,860	1,615,530	1,549,610	2,433,080	2,442,405	108%	2,634,780
12月	167,400	219,760	202,220	188,500	255,990	255,020	372,250	1,992,840	1,745,620	1,817,750	1,738,110	2,689,070	2,697,425	111%	3,007,030
1月	175,340	218,200	227,540	168,700	307,480	387,325	325,790	2,168,180	1,963,820	2,045,290	1,906,810	2,996,550	3,084,750	108%	3,332,820
2月	253,420	344,490	196,540	186,300	295,320	218,895	225,150	2,421,600	2,308,310	2,241,830	2,093,110	3,291,870	3,303,645	108%	3,557,970
3月	241,930	177,140	180,600	213,980	309,210	377,670	530,130	2,663,530	2,485,450	2,422,430	2,307,090	3,601,080	3,681,315	111%	4,088,100
年計	2,663,530	2,485,450	2,422,430	2,307,090	3,601,080	3,681,315	4,088,100	対前年比⇒	-6.69%	-2.54%	-4.76%	56.09%	2.23%		11.05%
上半期	1,447,740	1,277,040	1,090,490	1,238,290	1,752,460	2,062,785	2,082,230		54%	51%	45%	54%	49%	56%	51%
下半期	1,215,790	1,208,410	1,331,940	1,068,800	1,848,620	1,618,530	2,005,870		46%	49%	55%	46%	51%	44%	49%
	2,404,990				3,790,165										
	増収（3年間平均比較）				1,385,175										



	2010年度 H.22	2011年度 H.23	2012年度 H.24	2013年度 H.25	2014年度 H.26	2015年度 H.27	2016年度 H.28	2010累計	2011累計	2012累計	2013累計	2014累計	2015累計	進捗対比	2016累計
4月	76,858	84,955	78,147	85,456	97,663	173,262	200,965	76,858	84,955	78,147	85,456	97,663	173,262	116%	200,965
5月	107,019	87,041	104,659	128,702	171,549	219,132	231,322	183,877	171,996	182,806	214,158	269,212	392,394	110%	432,287
6月	178,547	99,385	142,985	81,983	205,525	229,186	135,510	362,424	271,381	325,791	296,141	474,737	621,580	91%	567,797
7月	112,302	86,535	166,662	180,163	149,363	154,574	156,219	474,726	357,916	492,453	476,304	624,100	776,154	93%	724,016
8月	52,286	54,366	65,906	89,388	145,068	118,729	145,726	527,012	412,282	558,359	565,692	769,168	894,883	97%	869,742
9月	91,933	60,125	93,415	124,065	181,342	161,649	123,046	618,945	472,407	651,774	689,757	950,510	1,056,532	94%	992,788
10月	77,964	35,733	162,682	126,331	152,112	187,396	160,883	696,909	508,140	814,456	816,088	1,102,622	1,243,928	93%	1,153,671
11月	61,239	121,998	116,882	118,800	116,159	135,387	175,584	758,148	630,138	931,338	934,888	1,218,781	1,379,315	96%	1,329,255
12月	139,639	146,402	113,967	154,969	291,640	224,898	277,119	897,787	776,540	1,045,305	1,089,857	1,510,421	1,604,213	100%	1,606,374
1月	65,642	110,873	106,632	99,555	82,051	102,399	116,633	963,429	887,413	1,151,937	1,189,412	1,592,472	1,706,612	101%	1,723,007
2月	42,262	113,551	46,136	112,568	146,337	91,938	157,395	1,005,691	1,000,964	1,198,073	1,301,980	1,738,809	1,798,550	105%	1,880,402
3月	125,100	119,944	250,257	209,630	212,970	237,494	263,998	1,130,791	1,120,908	1,448,330	1,511,610	1,951,779	2,036,044	105%	2,144,400
年計	1,130,791	1,120,908	1,448,330	1,511,610	1,951,779	2,036,044	2,144,400	対前年比⇒	-0.87%	29.21%	4.37%	29.12%	4.32%		5.32%
上半期	618,945	472,407	651,774	689,757	950,510	1,056,532	992,788		55%	42%	45%	46%	49%	52%	46%
下半期	511,846	648,501	796,556	821,853	1,001,269	979,512	1,151,612		45%	58%	55%	54%	51%	48%	54%
		1,360,283			2,044,074										
	増収（3年間平均比較）				683,792										



	2010年度 H.22	2011年度 H.23	2012年度 H.24	2013年度 H.25	2014年度 H.26	2015年度 H.27	2016年度 H.28	2010累計	2011累計	2012累計	2013累計	2014累計	2015累計	進捗対比	2016累計
4月	383,458	263,485	207,327	253,436	350,363	588,322	658,615	383,458	263,485	207,327	253,436	350,363	588,322	112%	658,615
5月	319,519	313,741	261,429	303,102	583,419	519,012	433,582	702,977	577,226	468,756	556,538	933,782	1,107,334	99%	1,092,197
6月	389,667	285,095	327,615	291,463	486,680	538,376	524,460	1,092,644	862,321	796,371	848,001	1,420,462	1,645,710	98%	1,616,657
7月	361,122	301,535	361,382	352,423	405,643	613,924	435,834	1,453,766	1,163,856	1,157,753	1,200,424	1,826,105	2,259,634	91%	2,052,491
8月	350,626	356,846	344,836	430,158	439,568	416,819	619,966	1,804,392	1,520,702	1,502,589	1,630,582	2,265,673	2,676,457	100%	2,672,457
9月	262,293	228,745	239,675	297,465	437,297	442,864	402,561	2,066,685	1,749,447	1,742,264	1,928,047	2,702,970	3,119,317	99%	3,075,018
10月	252,964	166,253	512,622	272,711	403,452	384,251	367,633	2,319,669	1,915,700	2,254,886	2,200,758	3,106,422	3,503,568	98%	3,442,651
11月	263,919	240,298	291,982	283,740	545,439	318,152	521,384	2,583,588	2,155,998	2,546,868	2,484,498	3,651,861	3,821,720	104%	3,964,035
12月	307,039	366,162	316,187	343,469	547,630	479,918	649,369	2,890,627	2,522,160	2,863,055	2,827,967	4,199,491	4,301,638	107%	4,613,404
1月	240,982	329,073	334,172	268,255	389,531	489,724	442,423	3,131,609	2,851,233	3,197,227	3,096,222	4,589,022	4,791,362	106%	5,055,827
2月	295,682	458,041	242,676	298,868	441,657	310,833	382,545	3,427,291	3,309,274	3,439,903	3,395,090	5,030,679	5,102,195	107%	5,438,372
3月	367,030	297,084	430,857	423,610	522,180	615,164	794,128	3,794,321	3,606,358	3,870,760	3,818,700	5,552,859	5,717,359	109%	6,232,500
年計	3,794,321	3,606,358	3,870,760	3,818,700	5,552,859	5,717,359	6,232,500	対前年比⇒	-4.95%	7.33%	-1.34%	45.41%	2.96%		9.01%
上半期	2,066,685</														